

総務建設常任委員会

令和4年6月22日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和4年6月22日(水) 午前9時30分 開会
午後4時30分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	梨本 洪 珪
副委員長	松林 謙 司
委員	西川 善 浩
〃	横井 晶 行
〃	吉村 始
〃	川村 優 子
〃	増田 順 弘
〃	下村 正 樹

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 員	柴田 三 乃
〃	坂本 剛 司
〃	杉本 訓 規
〃	奥本 佳 史
〃	谷原 一 安

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古 和 彦
副市長	溝尾 彰 人
企画部長	高垣 倫 浩
人事課長	植田 和 明
人事課主幹	南 直 美
企画政策課長	勝 眞 由 美
〃 補佐	高松 和 弘
総務部長	東 錦 也
総務部理事	安川 博 敏
庁舎機能再編推進室長	吉田 和 裕
〃 補佐	木下 友 博
産業観光部長	早田 幸 介

都市整備部長	松	本	秀	樹
都市計画課長	奥	田	雅	彦
〃 補佐	神	代	菜穂子	
建設課長	竹	本	淳	逸
〃 補佐	屋	根	良	宣
〃 補佐	西	川	好	彦
〃 補佐	穴	田	孝	行

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩	永	睦	治
書記	新	澤	明	子
〃	神	橋	秀	幸
〃	福	原	有	美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第34号 葛城市都市公園条例の一部を改正することについて

議第37号 工事請負契約の締結について (旧當麻庁舎除却工事)

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 都市計画法一部改正に伴う区域見直しに関する事項について
- (2) 尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線整備事業に関する事項について
- (3) 葛城市地域公共交通計画に関する事項について
- (4) 契約事務に関する事項について

開 会 午前9時30分

梨本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆様、おはようございます。昨日までの本会議に続きまして、本日から常任委員会、本日は総務建設常任委員会ということで、よろしく願いいたします。本日から国政のほうも参議院選挙の公示がなされて、それぞれ各位におかれましては、お忙しい中のご参集、本当に感謝しております。ありがとうございます。ただ、本日の総務建設常任委員会におきましては、付託議案は2つと少ないんですけども、調査案件でかなりのボリュームがあるというふうに推測しております。これまで、特に契約事務に関する事項に関しましては、今回初めて委員会で報告書が出てくるということ聞いております。皆様におかれましては、しっかりとご審議賜りますようお願いをいたします。先日、新聞報道もございましたことありまして、市民の注目も高いというふうに聞いております。よりよい市政のために、皆様のよりよい意見を多数いただければというふうに考えておりますので、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員外議員の紹介をさせていただきます。坂本議員、杉本議員、奥本議員、谷原議員、柴田議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第34号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 おはようございます。都市整備部の松本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議第34号、葛城市都市公園条例の一部を改正することにつきまして、ご説明申し上げます。

本案につきましては、吸収源対策公園緑地事業により、南花内地区及び太田地区の公園整備工事が完了いたしましたので、本条例に南花内公園及び太田東公園の追加等をしようとするものでございます。

内容につきましては、葛城市都市公園条例新旧対照表及び位置図により説明をさせていただきます。なお、新旧対照表につきましては、左側が改正前、右側が改正後の内容となっております。赤色の部分は今回の改正箇所となっておりますので、よろしくお願いいたします。

改正内容でございますが、葛城市都市公園条例第2条第2項別表におきまして、設置する

都市公園の名称、位置を定めておりますが、このたび、南花内地区及び太田地区におきます公園が整備完了いたしましたので、都市公園についてそれぞれの名称及び位置を加えるものでございます。

初めに、南花内地区に設置しました公園の名称及び位置でございますが、名称を南花内公園とし、位置につきましては、葛城市南花内130番地1を代表地番として追加しようとするものでございます。次に、太田地区に設置しました公園の名称及び位置でございますが、名称を太田東公園とし、位置につきましては、葛城市太田600番地を代表地番とし、追加しようとするものでございます。

配付させていただきました位置図をご覧くださいと思います。位置図1の南花内公園の位置でございますが、南花内コミュニティセンターの北側に隣接する位置となっております。次に、位置図2の太田東公園の位置でございますが、海積神社北側に隣接する位置となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、新旧対照表2枚目、上から6段目の京阪かつらぎ児童公園の位置について、以前より代表地番以外に公園を構成する地番が記載された状況となっておりますので、このたび、都市公園条例改正時に他の公園同様に代表地番のみの記載に統一させていただきたいということで、「、437番地88」を削るものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

梨本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 吸収源対策の、この公園ですけれども、設置の基準というものの、どのような条件で設置されるのかというところでちょっとお示しをください。

梨本委員長 奥田都市計画課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。よろしく申し上げます。ただいまの松林副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

公園の整備の主な事業要件でございますけれども、1か所当たりの当該対象面積、公園面積が500平方メートル以上で、高木を含みます緑化率が80%以上であること、また、葛城市緑の基本計画内の総合的な緑地の配置計画図に位置づけられていることなどが条件となります。また、大字より公園整備の要望をいただく前に、まず確認させていただくこととしまして、公園整備用地につきましては、大字において適地を見つけていただきまして、その地権者様に対して交渉していただきまして、公園用地として協力いただける土地かどうか。また、その土地が公道に接しているかどうか。また、周辺住民の方からその公園整備に対して同意が得られているかどうか。用地取得費を必要とする場合、用地費のおよそ3分の1に相当する額を一般寄附として協力していただけるかどうか。公園の供用開始後、公園の維持管理につきまして、その費用を含めて大字に引き継いでいただけるかどうか。これらのことを確認していただきまして、要望書を出していただくという形になっております。

以上でございます。

梨本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 500平方メートル以上、80%緑地化等々もろもろ、地元の同意等も含めてということなんですけども。これ、具体的には吸収源対策の公園が設置された場合、今後の管理ですよね。管理は一体どこがされるのかというところ、ちょっと。

梨本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

このたび完成しました、吸収源対策公園緑地事業において整備されました公園についての維持管理につきましては、公園の供用開始後に大字と覚書を取り交わさせていただきまして、公園の維持管理を引き継いでおりますということで、今後の管理につきましては大字のほうでお願いする形となります。

以上でございます。

梨本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 先ほどのお話からずっとお伺いしていますと、恐らく管理は大字のほう、覚書も交わしているということで、そうなるのかなと思っていましたけども、公園によりましては、児童公園も含めてなんですけども、雑草等、非常に伸びてきて、管理が適正にされていないかなと思うような公園も結構あると思うんです。今後のこういう吸収源対策の公園が設置された場合、管理が適正に行われるように、大字のほうに全部お任せするというんですけども、大字のほうにお任せするだけではなしに、やはり雑草が非常に伸びてきた、例えばセイタカアワダチソウとかそういうような、アレルギーの元になるようなそういう雑草が伸びてきたような場合には、やはり都市計画課のほうからも積極的に連絡、また助言等をしていただいで、適正な管理運営ができますように、よろしくお願いを申し上げます。

梨本委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 おはようございます。先ほど委員長、今日長丁場とおっしゃいましたが、どうぞ一日よろしくお願いいいたします。

今、副委員長が聞かれた件の関連という形になるかもしれませんが、今し方、副委員長が吸収源対策についてその要件を聞かれましたけれども、今、都市計画ということで、都市公園について今説明をいただいています、都市公園条例と別に葛城市の普通の公園条例というのがあろうかと思えます。それぞれの管理課が違うと思えますので、そのことの再確認と、あと、都市公園の要件について、ちょっといま一度再確認をさせていただきたいと思えます。

梨本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

1点目のそれぞれの公園の維持管理でございますけども、都市公園につきましては、基本、覚書を交わさせていただきまして、大字にお願いしているというところでございます。あと、公園条例に載っているところの部分につきましては、建設課のほうで維持管理等、回ってい

ただいているところもあると聞いております。あと、それ以外の公園としまして、大字が管理している公園、例えば開発等でできた公園、これにつきましても、大字のほうで維持管理はお願いしているという形になろうかなと思います。

2点目の都市公園としての要件についてお答えしたいと思います。都市公園の要件でございますけども、何点かございますけども、主なものとしましては、都市公園法に基づきまして都市公園としての供用開始の告示をまず行っていること。地方公共団体が都市計画区域内、葛城市は全域が都市計画区域内でございますけども、都市計画区域内に設置した公園であること。葛城市都市公園条例に規定されている建築物としての要件として、建ぺい率2%以上の公園管理施設が建っていないこと。4つ目としまして、都市公園法施行令に規定されます占有物件の要件として、調整池や防火水槽が地下に埋設されている場合、その土被りの規定、具体的に申しますと調整池の場合は3メートル以上であるとか、防火水槽の場合は1メートル以上であるとか、この辺の要件をクリアしていること、これが都市公園としての要件となります。

以上です。

梨本委員長 吉村委員。

吉村委員 ありがとうございます。ちょっと私1つ目の質問、聞き方が、私へたくそで恐縮です。担当課とすれば、普通の公園のほうは建設課で都市公園のは都市計画課というふうなことで承知しました。

それから、あと、もちろんその地域との覚書で管理をお願いする形になるんですが、例えば照明の電球が切れたとか、そういうふうなものにつきましては、これは対応とか費用とかいうのは市のほうでやっていただけるものでしょうか。

梨本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

大字のほうでお願いしている維持管理、これにつきましては、緑化の維持管理について、大字のほうと覚書を交わさせていただいております。また、その覚書の中で、例えば経年劣化であるとか自然災害等、この辺のあたりの事情によりまして、公園施設が破損とか、修繕が必要となった場合、これについては市のほうで行うという形で記載させていただいておりますので、そこは葛城市のほうでさせていただくということでございます。

以上です。

梨本委員長 吉村委員。

吉村委員 よく分かりました。ありがとうございます。

梨本委員長 ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 吸収源対策の公園ということで、今回2つの公園が新たに加わったというご報告でございます。私も地元のほうで公園の誘致といいますか、関わった関係もあって、この公園の管理につきましては非常に難しいなと実感をいたしております。葛城市には、これ教育委員会部局の管理になりますけれども、非常にすばらしいサッカー場、外から、外からって言ったら

失礼ですね、外部から専門の管理をしていただく方で、非常にきれいな芝生を維持管理していただいております。一方、大字の吸収源対策の公園につきましては、これも芝生を植えております。基本的には芝生を維持管理するというふうに私は認識をしております。その中で、芝生の管理をするのに、サッカー場の管理、あのぐらい難しい。いろんな面でね。そういった一方、この吸収源対策の芝生の管理については、あまり経験のない大字の方々にその管理を任せているということで、私も当初、これどういうふうにして管理したらええのかということで、いろいろと担当の方にお尋ねをして、無理を言って、年間の管理マニュアルみたいなものを参考に、今、管理をさせていただいております。

しかしながら、先日、南花内の公園、通らしていただきますと、恐らく公園を譲り受けた形で維持をされておられる状況かなと。できたての割には非常にスタートから雑草でお困りだなと、こういう実感をしました。これだけの吸収源対策公園を市内にあるということですので、私からの提案ですけれども、希望される大字、どんな管理をしたらええんかという研修、こういったものも、市のこの都市公園の中に含まれている公園である以上、アドバイスしていただけたらなと。こういうふうをお願いをしたいところがございます。横のつながりといいますか、サッカー場のそういう経験をお持ちのアドバイザー、並びにそれを受けて作業していただいている公園の担当の方等々の経験も踏まえて、そういうネットワークといたしますか、組織内で研修、指導をお願いできたらなというご提案でございますけれども、いかがでございますか。

梨本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。増田委員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

芝生の管理、確かにこれはとても難しく、我々もしあわせの森公園の、その芝生管理につきましては、分からないまま手探りのまま、今まで来た中で、いろいろノウハウを持ってこさせてもらっていると。その辺については、委員お伝えのようにマニュアルの中で記載させていただいて、最低限この時期はこんだけのことをやってくださいねということで、草刈りであるとか、除草剤をいつまくとか、肥料をいつぐらいにやってくださいねというのはお願いをしているところなんですけれども、最終的にはその引継ぎを管理しているところもございますので、アドバイスはさせてもらうことは可能かなと思っておりますけれども、直接我々が言ったとなりますと、ほかの、きっちりと管理していただいているところの、大字のところの兼ね合いもありますので、アドバイスできる範囲についてはアドバイスはさせていただこうかなと思っております。

あと、2点目の横のつながりという件でございますけれども、新町の芝生のアドバイザーに関しては、我々も、芝生についてもちょっと調子が悪いなというときには、状況をちょっと電話で聞いたりして、アドバイスもうたりするところもありますので、大字についても、そういう芝生について、状況として、例えば病気っぽいというような状況がありましたら、うちのほうへ言うていただけたら、そのほうとも確認取らせてもらうことは可能かなと思っております。

以上です。

梨本委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

西川委員。

西川委員 皆さんおはようございます。よろしく申し上げます。

この吸収源で今つくられた、今これ都市公園のやつをずらっと挙げてくれて、吸収源でつくられた公園というの、これの中のどれに当たってくるのかということをちょっと教えてほしいのと、今、皆さんが管理のことはずっと言うてくれてはるんですけど、要は、これって大体田んぼですよんか、いつも公園つくられるときのところ、田んぼを公園に替えてはるというのが多いと思うんですけど、水はけ、悪いんですね、やっぱりね。そのときに、例えば公園によって仕様が変わってきているのか、全部同じ仕様、例えば透水管を入れて、水はけをようしていったりとか、その仕様がそれぞればらばらなんか、業者にお任せなんか、葛城市としての仕様をもって、ちゃんと公園をつくられるときにやっではるのかということちょっと聞かせていただきたいと思います。

梨本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。西川委員の質問に対してお答えさせていただきたいと思います。

まず、都市公園条例の記載の中のどの公園が吸収源で整備したかという点でございますけども、これ順番に公園名を述べていかしてもうたらいいんですかね。それでは、上から順番に行かせてもらいますと、疋田公園、木戸公園、兵家・竹内公園、今在家公園、中戸公園、しあわせの森公園、林堂公園、西室公園、大畑公園、今の南花内公園と太田東公園となります。

あと、2点目の水はけの問題です。もともと田んぼやというところら辺があって、整備する際にどうしても水が多いよというところについては、ある程度の暗渠管、これについては対応はさせてはもらっているんですけども、中戸につきましても、もともと田んぼやったというところら辺と位置的なもんがあって、整備のときにも水はけの暗渠管を入れさせてはもらっていたんですけども、それではちょっと足らなかったということで、今回要望いただきましたので、対応させていただいた次第でございます。

以上です。

梨本委員長 西川委員。

西川委員 中戸のことを出していただいてありがとう。じゃなくて、要は、葛城市として仕様が例えば決まってるのかということなんです。例えば、何というんですか、芝生はこの芝生を使うとか、暗渠配管はこの平米数あったらこんだけ入れるとかという仕様を決めてはるのか。例えば防災ベンチとかありますよんか、あれは多分、全部統一なんかなとか思うんですけど、そういう細かい仕様が葛城市として決めてはんのか、要はそうか、何ものしに業者に1回提案してください、お任せしますわというようなもんなんかということをちょっと聞きたいなということ。

梨本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。西川委員のご質問にお答えさせていただきます。

その仕様の面ですけれども、言われたように公園施設については、もう一定の仕様でさせてはもらっております。あと、そういう暗渠管を入れる、入れないというところにつきましては、うち委託は出させてもらっていますので、現状、見させてもうた中で、必要のある部分の本数については設計には入れさせてはもらっているところではございますけれども、それ以上の部分につきましては、供用開始してみないと分からない部分もございますので、のちの必要な部分については、要望書をいただくという形になるのかなと思います。

以上です。

梨本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。芝生とかそういうことについては仕様決まっているけど、その暗渠排水とか、そういうことについては現場に合わせて、それはそれぞれ違いますわね。そやから、入れる、何というんですか、本数も変わってきたりとかしますよというところなんですけど、さっき中戸も出してくれたはったけど、やっぱり水はけが悪いとか出てきるところもあると思うんですわ。それって使っていかなとわからへんと思うんですけど、ある程度、やっぱり経験値と、あれを、いうたら業者もそうなんですけど、やっぱり何というんですかね、葛城市としてもうちちょっとこうやって入れとかんとあかんの違うのというような、何かそういうのを、これから増えていくんかどうかわかりませんが、実証的に持っといたほうが、また手戻り手戻りとかなくなってしまうからね。そういうところ、ちょっと考えていってもらったほうがええのと違うかなと。ここのこんだけに対しては透水管をこんだけ入れとかないかなあきませんよとか、そういうのを、ちょっと決めていっという方がやりやすいのと違うかなと思うので、それは意見として言っておきます。

以上です。

梨本委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第34号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第34号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第37号、工事請負契約の締結について（旧當麻庁舎除却工事）についてでございますが、これを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

東総務部長。

東 総務部長 おはようございます。総務部の東でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第37号、工事請負契約の締結につきまして、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、危険性排除に伴います旧當麻庁舎の除却工事をしようとするものでございまして、工事発注につきましては、本年5月23日に一般競争入札を実施いたしました結果、16者が応札をいたしまして、藤本建設株式会社が落札をしております。契約金額1億4,227万2,900円で請負契約をしようとするものでございます。なお、仮契約の締結を令和4年5月26日に行っております。

本案につきまして、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約締結期間につきましては、議決の日から令和5年2月28日を予定しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

梨本委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 そしたら、一応この解体に係る工事、特別委員会もありますので、あまり踏み込んだ質問はいたしません。この解体に係ることについてご質問をさせていただきます。

まず、工事期間、令和5年2月28日までということで、短期なんか長期なのか分からないんですが、解体というと、なかなかいろいろと分別しながらやっていくということを一応イメージはしているんですけども。この際に、解体の工事の工事車両とか、そういった工事に係る動きが住民の生活とその安全という部分で、どのような形で管理で、監督でされるのかということ、まず1つです。ここは文化会館、また農村広場の駐車場も、その庁舎の北側は非常に広い駐車場ですので、日曜日になりますと、野球等の試合で非常にもうほとんど満車になって、いっぱいになるというふうになっている状況を私もよく目にいたします。そこが、工事車両といろいろ関連があるのかと。また、庁舎の南側にも駐車場は、文化会館の前にもありますので、その駐車場はどのように使えるのかというあたり、ちょっといろいろと市民の方は一番気になるころだと思っておりますので、解体に伴う工事の誘導をどうしていくのかということについてお聞かせいただきたいと思っております。そして、その周知についても、どのようにされるのかということをお願いいたします。

梨本委員長 吉田庁舎機能再編推進室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 おはようございます。庁舎機能再編推進室の吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの川村委員の、まず1点目の質問になりますけれども、工事期間中の解体に当たりますと、工事車両、それから住民の安全性の確保という点でございますけれども、まず、

工事車両につきましては、お手元の資料、A3で2枚つけさせていただいているんですけども、そちらの當麻庁舎の北側の駐車場のエリア、こちらにちょっと車の絵が表示されているかと思うんですが、ちょうど北側駐車場の南側になるんですけども、そちらに工事車両が入るという予定をしております。また、住民の安全性につきましては、現當麻庁舎と旧當麻庁舎の間の通路、こちらのところに足場を組む予定をしております。ただ、その足場につきましては、車1台と通行ができるように道路幅を確保しまして予定をしております。

次に、2点目の駐車場についてでございますけれども、こちらは、このA3の資料の北側の駐車場の約3分の1が工事車両のところで使いますので、残りの3分の2は駐車場として使っていただく。また、図書館の南側の駐車場につきましては、通常どおり使えるようになっております。

次に、3点目の周知につきましては、こちらはまた広報、それから防災行政無線等で周知を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

梨本委員長 川村委員。

川村委員 一番広い駐車場の3分の1は使われるということで、全体的には狭くなる。これ致し方ない状況やと思っているんですが、やはり、他市から来られる方というのも、試合に来られる方とか練習に来られる方というのもいらっしゃいますので、市内の周知というのは、もちろん広報等で住民はきっちりと把握できるかもしれませんが、やはり明示するその誘導の貼紙とか、そういうのはちょっとしっかりとしといていただいた方がいいのかなと。当日たまたま来て、工事車両、日曜日に工事がされるかどうかというところら辺もありますけども、それもちょっと含めて、そういった休日に工事があると、重なってあると、また、休日であってもその駐車場は何らかの形で、もうその工事に係るものが置かれたりして使えないという状況にはなると思いますので、その辺りの誘導の明示をしっかりとしといていただかないと、ホームページや広報だけでは足り苦しいのではないのかなというふうに私は思いますので、その辺りは、どの人から見てもはっきり分かるような、危険を伴わないような形で明示をしていくということにちょっと心がけていただきたいなというふうに思いますので、ちょっと日曜日なんかの工事の状況というのはどうなのか、分かる範囲で教えていただけますか。

梨本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問でございますけれども、土曜日、日曜日の工事につきましては、確かではないんですけども、今の工事をするに当たっては、完全に週休2日制というか、必ず休みを取った上での工事をするというふうに建築基準法等で定められていると思いますので、そちらは、施工される業者がきちっと守っていただけるものと思っております。

梨本委員長 川村委員。

川村委員 最近はどういう土曜日、日曜日の工事というのは、比較的そういう緊急を要しない限りは、そういうお休みの日ということは確保されていると思いますので、その一応流れで予定を組まれているということを確認させていただきましたので、それで結構だと思います。

よろしくお願ひいたします。

梨本委員長 ほかに質疑はありますか。

関連ですか。西川委員。

西川委員 今川村委員のほうから工事の日、言うてくれてはったんですけど、土日、そらもう当たり前のことなんですけど、ただ、この業者にお任せするじゃなくてね、やっぱり土日は、もうやらんといってくださいとか。通行時間帯ですよ、子どもらが行く。それは何時から何時まではやめてくださいというのは、市からきっちり出さんとあかんのですよ、絶対、こういうのは。そやから、業者にお任せするんじゃなくて、葛城市で、この時間帯からこの時間帯は工事車両は入らんとといってくださいねとかいうことを決めとかんと、あかんあかん、あかんと思うんです。絶対あきません、これは。だから、土日はもう基本的にはやらへんと思いますけど。それとあと、解体の工事で、もう一番気にせなあかんのがほこりと音ですわね。ほこりと音。これが防音パネルとかいろいろこっちやってくれてはるんですけど、やっぱりそれについても、葛城市としてはきっちり、県見習ってもらったら何デシベル以上いったらあかんよとか、そういうのもあると思うので、そういうこともちょっと、やっぱり頭に入れて、葛城市として、もちろん監理者がおるので、工事監理者おると思うんですけど、工事監理者に伝えるためにも、それ、きっちり把握しといてもらった方がいいんじゃないかなと思います。

質問なんですけど、ここに、何ていうんですか、PCBとか、そういうアスベストとかというのは今回で出てきたんでしょうか。そうか、今から調べるんかというところをちょっと教えてください。

梨本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田です。ただいまの西川委員の質問にお答えさせていただきます。

PCB、それからアスベストがあったかどうかというご質問でございますけれども、業務委託である程度の調査はさせていただいております。実際にはPCBもなかったという報告を受けております。ただし、実際に解体してみないと、そのアスベストが含まれているかというのが分からない部分もございますので、そちらは、工事の進捗に応じて対応してまいりたいと思います。

梨本委員長 西川委員。

西川委員 違いますよ。やり方としては、PCBとか、解体やりながらじゃなくて解体やる前に全部調べやなあきません。そらもう、そなんもうあたり前、常識ですわ。解体やりながらって言うたら、もうそなん工事止まってまうんでね。封じ込めせんなあかんとかいう、ほんまにえらいきついの出てきたら。そういうことじゃなくて、そやから、そういうところも、僕ちょっと職業柄そういうことという話してしまいますけど、そういうところも、葛城市としてやっぱり監理者にきっちり伝えやなあかんから、やっぱりちゃんと把握しておいてもらわなあかんのと違うかなというところはあります。そやから、多分出てきやんかったんでしょ、うね、恐らく。オーケー。分かりました。もう一回答えてください、そしたら。

梨本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 説明不足で申し訳ありません。PCBはございませんでして、アスベストは一部ありますけれども、これは飛散しないということを、報告を受けておりますので。

梨本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。確かに専門的なことなので、そんなやっぱり工事監理者がきっちりいるので、その辺はお任せしたらいいんですけど、やっぱりある程度は、きっちりそうやって、今こうやって答弁できるような形で市民の人らに安心してもらわんなあかんじゃないですか、そういうこともね。そやから、やっぱりちょっとはしっかりと葛城市の方もちょっと把握していただきたいと思って、こうやって質問させていただきました。ありがとうございます。

梨本委員長 今これ、契約の議決案件なんですけれども、それアスベストが出てくるという可能性に対して、また追加で変更契約とかという可能性もあるんですか。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 変更契約等をすることはございません。

梨本委員長 結構です。

ほかに何か質疑はございますか。

吉村委員。

吉村委員 1点、身体障がい者駐車場についてお伺いいたします。これ、今、平面図、2枚いただいでいまして、1枚目が現況図に近いのかなと思うんですが、當麻庁舎のすぐ北側に身体障がい者用の駐車場スペースがあり、また分庁舎、今の建物の前にもおもいやり駐車場というのが、ちょっと私、この図で初めて知ったんですが、そういうものがあります。今、工事期間中、バリケードとかをして、特に現在の當麻図書館、分庁舎の前というのは幅員が3.3メートルから3.4メートルというふうに書いていまして、そうなってくると、いわゆる車椅子等で来庁される方の駐車スペース、この辺りはどのようにお考えになっていますでしょうか。

梨本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田です。ただいまの吉村委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、身体障がい者の駐車場につきましては、現在、現當麻庁舎の北側におもいやり駐車場として1台分を設けておりますが、そちらのほうに工事期間中も使用できるように考えておりますので、そちらで対応させていただきたいと思っております。

梨本委員長 吉村委員。

吉村委員 分かりました。ありがとうございます。結構でございます。

梨本委員長 ほかに質疑はございますか。

増田委員。

増田委員 先ほどから、解体のときの工事車両の安全確保ということでお話ございましたけれども、特に、先ほどあった農村広場の利用者に対する配慮というふうなご質問もありましたけれども、特に月曜、木曜については、約80名か100名近い利用者が継続的に利用されておるとい

うふうに伺っています。少年野球等の土日の利用以上に、私は高齢者の方のグラウンドゴルフの利用の内容なんですけれども、特に頻繁に利用されております。ほとんどの方がお車でお越しでございます。そういった団体に対するお声かけ、それから安全確保、これも併せて、これも工事中のお話でございますので、土日であればもう休めというふうなこともご協力願えるわけでございますけれども、これは直接工事中の注意喚起の問題でございますので、よろしく対応のほう、お願いしておきたいと思っております。

梨本委員長 要望だけでよろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

それでは、私も質問したいので暫時、副委員長と交代いたします。

(正副委員長交代)

松林副委員長 それでは、委員長に代わりまして、暫時、委員長の職務を行います。

質疑を行います。質疑はありますか。

梨本委員長。

梨本委員長 よろしく願いいたします。

この契約について、ちょっとこれ予算のときに予算特別委員会、今年の3月の予算特別委員会でちょっと私聞かせていただいたんですけれども、この工事に対して監理業務が多分予算についてたと思うんです。ちょっと、その際にはこういった規模の工事になると、監理も当然必要なんだというふうにお聞きはしたんですけれども、私、どうもやっぱり建設工事の場合は監理業務はやっぱり、どこまできちっと予定どおりいっているかというところの進捗必要やと思うんですけれども、解体に対してそこまでの監理が必要なのかなということで、私自身もちょっといろいろ自分なりに調べてみたんです。これは国土交通省のホームページからちょっと引っ張ってきたんですけれども、国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改正についてというところで、これはホームページにも公表されているもんなんですけれども、これは標準的な工事価格が算定できるように実態調査を行い、各種積算基準を整備していますという中に、共通仮設費がございまして、それとは別に現場管理費があるわけです。この現場管理費の中に、工事監理を実施するために必要な経費というのが含まれているんですよ。今回のこの解体工事の中に工事監理の費用というのは、これ契約で含まれているのか含まれていないのかというところ、まず1点教えていただきたいんです。よろしいでしょうか。

それと併せて、監理を委託されるのかどうか、監理を別に発注されるのかどうかということも、ちょっと併せて教えていただけますでしょうか。よろしく願いします。

松林副委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田です。よろしく願いします。ただいまの梨本委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の、この契約の中に現場管理費としてその監理費用が含まれているかどうかということでございますけれども、こちらの現場管理という管理の、文字の漢字なんですけれども、うちでいう管財の管という管というか、管という文字を使って管理費ということに

なるんですが、この管理と、今、この当初予算で計上させていただいた工事監理、こちらの監理は監督の監という監理になりまして、この契約の中にはそういったこの監督の監の監理の部分は含まれておりません。あくまでもこの現場管理費というのは、工事の管理者が、その現場を仕切る人がいまして、その人の管理という部分がこの工事監理費に含まれている費用だということでございます。

2点目の、そもそもこの工事監理の委託が必要かどうかという質問でございますけれども、今回の工事につきましては、同一敷地内で、しかも庁舎業務を稼働させながらの工事となります。また、除却工事に伴いまして、現当麻庁舎へのインフラの切替えや、アスベストの処理、それから、池に隣接する敷地内でのくい抜き工事等、難易度の高い工事を含むものとなります。したがって、こうした理由から、この第三者へ配慮した施工計画とインフラの切替えの時期、それから方法等の検討が必要であるということから、第三者としての監理者が必要と判断し、今回の業務委託を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

松林副委員長 梨本委員長。

梨本委員長 吉田室長、今、現場管理費の管は管理の管、工事監理とはちょっと違う漢字やおっしゃるけれども、僕の持っているこの資料では、その工事監理の監は監督の監なんです。だから、言っているその積算されている、もちろん現場管理費の管と、その中に含まれている工事監理費の監は違うということを知って、私質問していますので、そこはちょっと混同していないんです。だから、そこでさらに私が聞いているのは、契約の中にこの工事監理は入っているんですかって聞いているわけですよ、この工事監理が。だから入っているのであれば、ダブって発注するのは、私はちょっと問題があるというか、もったいないのと違うかと。僕、やるなど言っているんじゃないですよ。もったいない違うんかと。ほんで、特に建設の場合は、どこまで設計どおりに建っていったかということ監理する必要は、私あると思うんですけれども、今回、解体工事じゃないですか。庁舎機能再編推進室のほうも、私、技術者の方いらっしゃると思うんですよ。これずっと張りついかんとあかんのかというと、ずっと張りついかんとあかん業務なのかなというふうにもちょっと思うので。だから、やるなど言っているじゃなくて、ちょっとその辺、教えていただきたいんです。この工事の今回の契約の中に、この工事監理を実施するために必要な経費は入って入札されたのか、それとも、それは除いて入札されたのかということをごちゃと教えてほしいんですよ。そこだけちょっともう一回、明確に教えていただけますか。

松林副委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問でございますけれども、工事監理については、今回のこの除却工事の中には含まれておりません。そのために、あえて別で業務委託料を計上しているということでございます。それから、今回、解体工事という工事種目なんですけれども、実際には、建築一式工事ということで、これは、今回の除却工事につきましては、電気設備の改修工事、それから整地、外構工事、それと機械設備の工事といった複数の工事種別が附帯工事としてあることから、総合的な企画、指導、調整の下に行われる解体であると総合的

に判断しまして、建築一式工事として発注を行ったものでございます。この要件に関しましては、国や各市町村の解体工事の発注状況を鑑みて、設定をしたところでございます。

以上でございます。

松林副委員長 梨本委員長。

梨本委員長 分かりました。そしたら契約の中では、この工事監理は抜いているということですね。

抜いて、新たに別の形で工事監理を発注するということによろしいですね。分かりました。

今回、私、工事の専門家ではないので、全国的にそういうふうにするんだと言われると、そうなのかなと思ってしまうんですけども、全国的な事例は、私分からないですけども、できるだけやはり職員で賄えるところは、そういう形で少しでもちょっと減額していく方向で、もちろん今回の入札に関しても多数の業者が参加してくれて、非常に安い最低落札価格で落としてくださっているのよかったですというふうに私自身喜んでいるんですけども、この先、こういった同等の工事が行われたときに、また同じようなことが上がってきて、そういったものが積み重なって、非常に無駄遣いと言ったらあれなんですけれども、そういった余計な費用が加算されるのは、私はちょっともったいないなというふうに思いますので、そのあたり、今回入っていないということが分かりましたので、それで結構です。

以上です。

松林副委員長 それでは、ここで梨本委員長と職務を交代いたします。

(正副委員長交代)

梨本委員長 それでは、ほかに質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第37号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第37号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時間については、追って連絡いたします。

休 憩 午前10時22分

再 開 午後 1時30分

梨本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の答弁に修正があると聞いております。発言を認めます。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田でございます。午前中の當麻庁舎の除却工事の案件で、工事期間中の土日における工事についての質疑があった件でございますが、先ほどは、国や県のモデル事業と話を混同しまして、週休2日で土日の工事が休みとお伝えいたしました。この除却工事は通常の発注となりますので、一般的には日曜、祝日が休みとなる工程で調整を行う予定をしております。なお、工事期間中に駐車場や施設を利用される方へ十分注意喚起、それから案内を行い、対応してまいりたいと思います。

貴重なお時間ありがとうございます。

梨本委員長 よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてでございます。

この会期中の委員会で審査すべき案件について、事前に協議会を開催し協議をしており、今回の委員会では次第に記載しております4つの事項を議題といたします。また、この委員会の終了後に、9月定例会までに調査すべき事項等をご協議願いたいと考えておりますので、ご承知おきます。

それでは、1番、都市計画法一部改正に伴う区域見直しに関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より説明願います。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いたします。

それでは、土地計画法の一部改正に伴う区域の見直しに関する事項につきましてご報告申し上げます。この事項につきましては、3月の総務建設常任委員会におきましてご説明申し上げましたが、本日、その後の区域除外の進捗状況や集積率の引上げについて、ご説明申し上げます。

初めに、本日配付の資料の確認をお願いいたします。A3の横の資料、第34条第11号区域総括図で向かって左側が都市計画法一部改正前の区域総括図で、平成30年3月9日に指定されたものでございます。向かって右側がこのたびの都市計画法一部改正に伴い、災害ハザードエリアを含むエリアを除外した後の区域総括図で、令和4年3月31日に最終指定されたものでございます。ご確認よろしくお願いたします。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

梨本委員長 奥田都市計画課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。よろしくお願いたします。

それでは、初めに、災害ハザードエリアの除外状況につきましてご説明申し上げます。このたびの都市計画法一部改正期日が令和4年4月1日の施行となっておりますので、葛城市では、災害ハザードエリアを含む7つの区域について見直しを行い、違法な状況とならないように、令和4年3月31日付で市内の第34条第11号区域から災害ハザードエリアを含む区域を除外し、その手続が完了しております。除外後の区域の状況につきましては、奈良県の

ホームページにて公開されており、また、葛城市広報6月号におきましても、お知らせしているところでございます。

今回、除外を行ったエリアは7地区で、そのうち、加守地区、兵家地区、太田地区の3地区につきましては、その区域の全域が除外となり、残りの新在家地区、中戸地区、笛堂地区、竹内地区の4地区につきましては、その区域の一部が除外となりました。本日、配付の資料をご覧くださいますと、向かって右側、除外後の区域総括図には、10-1加守地区、10-4兵家地区、10-19太田地区について、その区域全域が除外となっており、また、10-2新在家地区、10-15竹内地区、10-12笛堂地区の区域につきましては、その一部が除外され、区域の形状が小さくなっております。なお、10-5中戸地区につきましては、その区域の形状は変わっておりませんが、これは、中戸地区につきましては、イエローゾーンが今回の除外の対象となりますが、除外するエリア、これが区域の西側のみで、除外対象とならない区域が分断されずに残るために、区域全体の形は変えず、中戸区域の区域図内にただし書としまして、イエローゾーンは第34条第11号区域から除くとする内容を記載することで除外を行っているために、区域の形状には変更がない状況となっております。ただし、第34条第11号区域内でありましても、その中でイエローゾーンにかかっているエリアにつきましては、第34条第11号の開発要件による土地利用を行うことはできない状況となっております。配付資料右側の区域総括図の右上のほうですけれども、四角括弧にされた中に、以下に定める区域を除くとありまして、上から5番目の黒のぽつですけれども、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域と記載されているものが、今回のイエローゾーンにおけるただし書の部分となりますので、ご確認ください。

今回、全部除外になった区域と一部除外となった区域の違いでございますが、このたびの法律改正によりまして、葛城市において除外の対象となる災害ハザードエリアは、土砂災害防止対策法におけるレッドゾーンとイエローゾーン、大和川流域における総合治水の推進に関する条例に定められている市街化編入抑制区域が対象となりますが、これらのハザードエリアを除外し、残った区域において、第34条第11号の区域指定の要件であります建物が50戸以上連なる区域の要件を形成できる区域につきましては、その災害ハザードエリアのみを除外し、建物が50戸以上連なる区域の形成できない区域につきましては、その区域全域が除外となりました。

なお、今回除外区域の選定につきましては、災害ハザードエリアがその一部でもかかっている土地地番につきましては、一律で全て除外を行っております。なお、前回の委員会でも説明申し上げましたが、イエローゾーンを含む区域につきましては、市町村が定める地域防災計画に位置づけられた避難所への確実な避難が可能な区域である場合は、除外しなくてもよいとされていることから、葛城市では、イエローゾーンを含む区域の区長様、役員に対しまして、各大字の避難体制や災害対策施設などの状況をアンケートという形で聞き取りを行い、第34条第11号区域の存続を希望する旨の要望書とともに、市のほうへ提出していただいております。要望書の提出状況は、除外となった7地区のうちの6地区より提出いただいている状況でございます。葛城市としましては、提出していただきましたアンケートに基づき、

葛城市独自の様式であります避難カルテを作成し、県担当課に対しまして提出を行い、区域再指定に向けての協議を重ねております。

直近の協議としましては、6月2日に県に伺い、現状の進捗について確認を行いました。県としましては、全国的にイエローゾーンにおいて、確実に避難が可能な区域として除外区域から解除した事例を確認した中で、提出した避難カルテ等の内容を判断する基準とする事例がないかを確認していきたいとのことでした。そのため、葛城市の要望に対する回答は現時点ではなく、また、その判断には時間を要すると思われまますので、今後も引き続き、区域の再指定に向けての協議を進めてまいります。

このたびの災害ハザードエリアの区域除外について、対象となる区長様や役員様に対しまして説明させていただき、様々なご意見を頂戴したところではございますが、主な意見やご質問内容としましては、今回区域が除外となることで、今の建物の再建築がどうなるのかとか、イエローゾーンに対して、その指定の方法やエリアに対してのご意見、また、再指定に対する強い要望などをいただいております。これらのご意見につきましては、県担当課のほうにも、住民の方の声ということで伝えているところでございます。

次に、奈良県独自の課題となっております第34条第11号区域における虫食的な開発を抑制するため、指定区域における集積率を50%以上に引き上げることに伴います、区域除外についての内容でございます。集積率の引上げにつきましては、2年間の経過措置期間、具体的に申しますと、令和6年3月末まででございますけれども、その期間の中で指定区域における建築物敷地の割合を50%以上に引き上げる必要がございます。葛城市では他市に比べて指定後に住宅開発が進みまして、指定当初より各区域の集積率が高くなっておりまして、50%以上となっている区域もございますが、幾つかの区域ではまだ50%未満となっている区域もございます。改めて現時点での各指定区域の集積率を再計算いたしました。令和4年4月1日以降で指定がされている17地区のうち、集積率50%以上の区域が12地区、50%未満が5地区という状況となっております。

現状の集積率につきましては、第34条第11号区域が指定されている全区長様に対しまして、書面にて報告させていただいたところでございます。集積率を引き上げるためには、住宅開発が進み、宅地面積が増える、または田などの空き地などをその区域から除外し、区域全体の面積を小さくする必要がございます。このため、空き地を除外するためには、不公平感を生まない除外エリアの選定を行うための一定の基準を設ける必要があると考えております。この件につきましては、集積率引上げの対象となります区長様に現状の説明を行いまして、引上げ方の方法についてご相談した後に、最善の方法を見つけていきたいと考えております。

本日の経過報告については以上でございます。ご審議のほうよろしくお願いたします。

梨本委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようであれば。

西川委員。

西川委員 ありがとうございます。前も僕もちょっとお話しさせてもらっていたように、なくなった

とき、これインターネットでぱっと見たらもうすぐ出てくるんですけど、住民の方らに、多分周知とか全然できてなかったと思いますねやんか。インターネットで県のホームページとか行ったら、例えば今やったら加守地区、太田地区とか、今抜けていってますよね、兵家地区もかな、とかも、もう全然そこがないやんかということが、急に何の前触れもなしにインターネットでぱっと見たら分かるような状態になっていたんで、今日やっぱりちょっと、ここでお話をしといてもらわなあかんというところやったんです。これについては、イエローゾーン、多分、区長らからも強い要望あって、恐らくもう一回避難所までのしっかりとした計画を立てて、もう一回地域指定してほしいというような要望やと思うんですけど、まず、これどれぐらい今進めていけているかとか、大体のスケジュールとかね、地区によっても変わってくるんかもしれんけど、そのスケジュール感というのちょっと教えてほしいなというのと、その50%に引き上げるのが、今度、令和6年末でしたっけ、末までやということで、それまでにできんのかね。そうか、それ以降になるのかというののもちょっとそこポイントになってくんのかなと思うんですわ。そやから、そういうのも含めてちょっとそのスケジュール感というのをちょっと教えてほしいです。

梨本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。西川委員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

スケジュール感、これにつきましては、要望書をいただいている区域におきましても、確実に避難できるというところら辺で、避難カルテの聞き取りをさせてはもらっているんですけども、様々な状況があって、それが正解なのかどうかというところら辺の基準を県が持っていない。というか事例がないので、4月1日以降に法改正が行われたので、全国的にそういう事例をまず探させてくださいという形では話は聞かせていただいています。ただ、具体的にスケジュール感でいつまでというところら辺のお話はさせてはもらうんですけども、なかなか県としても多方面に協議を行わなあかん事情もありますので、ちょっとスケジュール感については、ちょっと今の時点では分からないというところがございます。

以上です。

梨本委員長 西川委員。

西川委員 確かに全国的に事例がないというところもそうなんですけど、やっぱりこれ、地域の人にとったら、もちろんその土地持ったはる人にとっても、物すごい気になるところやと思うんです。ほんで、令和6年度末までに50%ということやったら、今度その指定していくときにもう50%以内にしとかんなんのかとかね。いうところも出てくるんかなと思うんですけど、何というんですかね、もう一回地域指定、同じようにするわけじゃないですか。そのときに、例えば加守地区であつたら、前の形でぼんって地域指定なんのか、50%縮小した形で地域指定になっていくんかというところも、同時に考えていかんなんのかというところも出てくると思うんです。そやからその辺も踏まえて、ちょっといろいろと地元と協議をしていかんなんのかと思うんですけどね。ほんで、何言おうと思ったんやったんかな、そうそうそう。大丈夫です。それちょっとお願いします。

梨本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

まず、今回、区域が全区域除外となった3地区でございますけども、3地区における集積率、これも一応計算させていただいてまして、この3地区につきましては50%を超えているというところはございますが、県としましては50%が正解じゃないと。できるだけ、その地域の、何ですかね、建物に沿った形で狭めていきたいというのが県の意見かなというふうな、協議をさせてもらう中で感じ取っているところでございますけども、一旦再指定する場合は、今の区域そのままを持っていく必要があるのかなと。あと、再指定に向けての中の協議の中で、一番基準としてしやすいのが、レッドゾーンにおけるところの災害対策施設を設けることで、レッドゾーンがなくなるという中でイエローゾーンの影響がどんだけ減るねんということ、例えば数字的に判断できるのであれば、一番それが再指定に向けての近道かなというところかなという話は聞かせていただいているところでございます。

以上です。

梨本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。レッドゾーン、その大元から、ちょっと改善していこうやないかというところも近道かなというところを今聞かせてもらいました。やっぱりこの葛城市に人数が微増であるというのは、やっぱりこういう指定の区域というのが多かったからというところは、多分大きくあると思うんですよ。やっぱり、何というんですかね、比較的安い値段で購入をできて、ほんで開発ができて、もちろんその子育ての支援とかもいろいろありますけど、そういうの重なって、こういう形で葛城市に来てくれはる人というのが多いというのはもう間違いないなというところであると思うので、もちろん虫食いの問題、あと、後々管理していかんなん道路とか、そういう問題も出てくると思うんですけど、やっぱりその葛城市の住民の人数を増やすという意味では、きっちりとそういう形も取り組んでいただいて、よりよい住みよいまちにさせていただけたらなと思うので、どうぞよろしく願いいたします。

梨本委員長 ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

次に、調査案件2、尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、調査案件であります尺土駅前周辺整備事業に関する事項につきましてご報告申し上げます。尺土駅前周辺整備事業につきましては、3月議会で報告させていただいた内容と変わりなく進めておるところでございます。尺土駅西側に位置する葛下川に架かる新設橋梁の下部工事が6月には完了し、引き続き上部工事を7月中に入札、令和5年1月末の完了を予定しております。

次に、駅舎南側直接接続のエレベーターの設計を含めた全体の詳細設計業務委託でございます。令和4年1月に契約を交わしており、令和5年度中のエレベーターの供用に向け、取り組んでおります。また、以前に委員の方からも意見をいただきました、用地取得が完了している部分を利用した仮の道路形態も検討しているところでございます。

次に、事業用地の取得状況でございます。駅前広場部分におきまして、未契約者1名の方との、鋭意努力をし、交渉を行っておりますが、同意が得られていない状況でございます。事業認定を受ける準備も進めながら、引き続き粘り強く交渉し、早期完了を目指しているところでございます。この事業認定の進捗につきましては、事業の必要性、代替案との比較などについて認定庁の奈良県と協議を重ねており、早期の認定取得に取り組んでおるところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

梨本委員長 ただいま報告いただきましたが、本件につきましては報告のみとさせていただきます。

職員の入替えを行いますので、よろしくお願いたします。

(理事者入替え)

梨本委員長 先ほどの調査案件2、次は、国鉄・坊城線整備事業に関する事項について理事者より報告願います。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 続きまして、国鉄・坊城線整備事業に関する事項につきましてご報告申し上げます。国鉄・坊城線整備事業につきましても、3月議会で報告させていただいた内容と変わりなく進めております。JR柿本架道橋東側の接続部分の工事を令和3年12月に工事請負契約を締結し、令和4年9月末の竣工に向けて取り組んでおります。今後、ライフラインであります、上下水道管、ガス管及び吉野川分水管の本設工事を予定しており、令和6年4月の開設を目指し、進めているところでございます。

次に、道路改良工事に伴う測量設計業務委託でございます。令和4年5月に契約を交わしており、令和5年1月末完了に向けて実施をしております。事業用地の取得状況につきましては、境界の確定など難航している問題もあり、厳しい状況ではございますが、引き続き、鋭意努力し、交渉していきたいと考えております。

以上です。

梨本委員長 本件につきましても、報告のみとさせていただきます。

では次に、調査案件3、葛城市地域公共交通計画に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より説明願います。

勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日は、葛城市地域公共交通計画についてと公共バスの今年度の取組についてをご報告させていただきます。資料のほうをお配りさせていただいております。葛城市地域公共交通計画とそれに関わる概要版ということで、お配りをさせていただいております。よろしくお願

いたします。

令和4年の3月に葛城市地域公共交通計画を策定させていただきました。この地域公共交通計画とは、令和2年11月に改正されました、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律により定められた法定計画でございます。地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする、いわゆる、地域公共交通の分野におけるマスタープランでございます。計画の策定に当たりましては、交通事業者や道路管理者などの関係者、国や県などの行政関係者、地域公共交通の利用者で組織しております葛城市地域公共交通活性化協議会において協議を重ねてまいりました。また、1月に開催の本委員会協議会におきましてご報告をさせていただきました際の内容に、委員皆様からいただきましたご意見等も反映させながら、今回の策定とさせていただきます。

では、葛城市地域公共交通計画の内容の主な点につきまして、ご説明をさせていただきます。計画書でございます。この資料の1ページをお願いいたします。計画策定の趣旨と目的というところでございます。本市では、コミュニティバスの再編や予約型乗合タクシーの導入等の取組を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通の利用者が減少しており、また、高齢者数の増加によりまして、既存の公共交通サービスでは対応できないニーズが出てくるなど、様々な問題が顕在化しているという状況がございます。そこで、市の第二次総合計画等の上位計画を踏まえながら、公共交通の課題解決に向け、将来の公共交通の在り方等を定め、この葛城市地域公共交通計画を策定したところでございます。計画期間は令和4年度から令和8年度の5年間としております。

資料の2ページから24ページにかけては、葛城市の現状や地域公共交通の現状、市民の皆様の公共交通に対するご意見を記載させていただいております。地域公共交通の現状把握等に当たりましては、令和3年9月に無作為に抽出いたしました市民2,000名を対象といたしまして、住民アンケート調査を実施いたしております。また11月には、コミュニティバス、予約型乗合タクシーの利用者を対象としたアンケート調査を実施いたしております。

続いて、25ページ、26ページには、ここでは市の上位計画でございます葛城市第二次総合計画など、本計画と関係する計画等において定められている公共交通に関する取組等を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

次の27ページ、28ページには、本市の公共交通等に関する問題点といたしまして、人口は増加しておりますけれども高齢化も進み、生産年齢人口は減少しているということが問題となっているということでございますとか、次の28ページにございますように、尺土駅の交通拠点としての機能、こちらにつきましては交通結節点としての機能を強化する必要があるということであったり、それから次のミニバスルート、予約型乗合タクシーの利用者の減少といった問題がございます。ここには、10点ほどの問題を記載させていただいておりますけれども、これらの問題点から公共交通が抱える課題といたしまして、次の30ページに課題の1、高齢者や山麓部住民等の移動手段の確保、課題の2といたしまして、通勤・通学・通院などの市外移動への利便性向上、それから課題の3といたしまして、交通拠点である尺土駅での案内や機能の強化、課題の4といたしまして、文化・観光拠点間を結ぶ移動手段の確保、課

題の5といたしまして、市民等との協働による公共交通の維持・確保、この5つを課題といたしまして整理をさせていただいております。

これらの課題解決に向けまして、地域公共交通計画におきましては、基本的な方針と目標というのを設定させていただいております。33ページをお願いいたします。計画の基本的な方針といたしましては、葛城市第二次総合計画の将来像や現況の課題を踏まえまして、住みよいまちを支え、にぎわいや活力の創出に寄与する、地域公共交通の実現といたしております。また、計画の目標といたしまして、3点ございます。目標の1、自動車に頼らなくても、安全で安心して通院や買い物に利用できる公共交通、目標の2といたしまして、交流や賑わいを促進する公共交通、それから目標の3つ目、地域全体で守り・支える、協働の公共交通、この3つの目標を設定いたしまして、具体的な事業に取り組んでいくことといたしております。この具体的な事業の内容につきましては、38ページから、51ページに記載をさせていただいておりますので、また後ほどご覧いただきたいと思っております。

この事業をまとめたものが、資料の52ページでございます。52ページをお願いいたします。52ページの表の左から計画の目標、目標に対しての①から⑥の6つの施策、そして、その6つの施策において、①-1から⑥-3までの14の事業につきまして、今後、実施に向けて検討を進めていくことといたしております。事業内容の主な点につきましては、施策①でございます、環状線バス・ミニバス・予約型タクシーの維持・確保についての事業といたしまして、事業の①-1、Dルート、寺口ルートでございますけれども、こちらの予約型乗合タクシー等への運行形態見直しを行うということで、ミニバス寺口ルートにつきましては、現在、定時定路線で運行しておりますけれども、利用者の需要やニーズに応じた運行ダイヤ、ルート、運行形態等への見直しを行い、利便性の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、施策の④になりますけれども、尺土駅の交通結節機能強化、こちらにつきましては事業の④-1、公共交通の乗換案内や観光案内等の充実についてということでございます。尺土駅における公共交通の乗換案内、それから観光案内を充実させまして、来訪者がスムーズに観光できるよう、案内の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、施策の⑥でございます、公共交通の維持・確保に向けました利用促進策の充実、こちらにつきましては、事業の⑥-1でございますが、住民に対するモビリティ・マネジメントといたしまして、公共交通のダイヤや路線図についての周知を図り、また公共交通を利用することのメリット等の情報を発信してまいります。

次の53ページ、54ページには、計画の達成状況を評価するための数値指標及び目標値を設定させていただいております。数値指標等につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により公共交通の利用者が大きく減少している状況であったため、まずは、コロナ禍前の水準まで利用者を回復させることを目標として設定をしております。この計画は、コロナ禍において策定させていただいたものでございますので、新型コロナウイルス感染症が終息していけば、社会情勢も変化するという事も考えられることから、必要に応じて見直しを行いまして、葛城市の公共交通がよりよいものとなるよう取組を進めてまいりたいと考えてお

ります。葛城市地域公共交通計画については、以上でございます。

次に、葛城市公共バス事業の今年度の取組等についてご報告を申し上げます。令和3年度に実施いたしました公共交通の運賃無償化につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けました住民の負担軽減、公共バスの利用促進による地域経済の活性化のため、令和4年度におきましても運賃無償化を継続して実施いたしております。また、令和4年6月10日に葛城市地域公共交通活性化協議会を開催させていただきまして、公共バス等の利用状況の報告、令和3年度の決算報告や環状線ルートに対する国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金、こちらを受けるために必要な計画でございます地域内フィーダー系統確保維持計画についてご審議をいただきましたほか、今年度の策定を予定しております実証運行計画についてご報告をさせていただきました。実証運行計画は、利用者が減少している路線等について、運行方法の変更やダイヤの見直し等を行っていくための計画として策定するものでございます。地域の皆様のご意見等をお聞きしながら、よりよい公共交通となるよう、事業を進めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

梨本委員長 ただいま報告願ひましたが、このことについて、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時15分、午後2時15分から再開いたします。

休 憩 午後2時04分

再 開 午後2時15分

梨本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

最後に、調査案件4、契約事務に関する事項についてを議題といたします。

まず初めに、市長より発言の機会を求められておりますので、許可いたします。

阿古市長。

阿古市長 今回、私より、総務建設常任委員会の調査案件として、クリーンセンターの契約事務調査について担当課より報告をする前に、一言を申し上げさせていただきます。この件につきましては、令和4年の5月30日付で職員の懲戒処分、職員の非違行為に関連するものでございます。市民の皆様には、二度とこのようなことがないように深くおわびを申し上げます。

以上よろしくお願ひ申し上げます。

梨本委員長 それでは、本件につきまして、理事者より報告願ひます。

植田人事課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

クリーンセンターの契約事務調査報告をさせていただきます。なお、この聞き取り、とりまとめにつきましては、人事課のほうで行っております。

令和4年6月22日。はじめに、令和3年9月並びに12月開催の議会本会議における一般質問にあった令和2年度の一連のクリーンセンターの契約事務については、市として調査を行

い、その結果を「クリーンセンターの契約事務調査報告書」としてまとめた。

I、調査の概要。

まず、一般質問にあった2件の工事、バグフィルターろ布取替工事、再燃焼室耐火物補修工事及び監査委員から指摘があった3件の修繕、サイクロンロータリーバルブ緊急修繕、ペットボトル圧縮梱包機緊急修繕、ペットボトル圧縮梱包機結束機緊急修繕、以上の5件の工事及び修繕について、関係書類等をクリーンセンター及び関係業者から預かり、これまで、契約事務や公文書の取扱いについて、人事課において、対象となる書類確認を行い、さらなる疑問点について、抽出を行い、必要な項目を聞き取り事項としてとりまとめを行い、それを基に当時の関係職員及び関係事業者に対し、聞き取り調査を実施した。

II、関係する職員への聞き取り調査。

5件の工事及び修繕について、事務執行が適正であるかについて、当時の関係職員8人に対し聞き取りによる内部調査を実施した。聞き取り内容については、主幹より説明させていただきます。

梨本委員長 南人事課主幹。

南 人事課主幹 人事課南でございます。よろしくお願ひいたします。

関係職員に対する聞き取り内容を説明いたします。聞き取り対象者、職員①。日時、令和4年1月6日午前9時、2月3日午後4時15分。場所、新庄庁舎3階会議室。要旨、バグフィルターろ布取替工事については、大体4年に1回の割合でする計画修繕として当初予算に計上し、物が特殊であること、安全性、工事後の対応等を考え、1者随意契約で実施した。葛城市クリーンセンター焼却施設運転管理業務の契約期間終了後、すぐに長期包括契約を行ってれば長期包括契約の中で実施できたが、契約の締結が1年遅れたため、目に見える形で表れ、余計に払っている意識を持たれている方が多いが、自分の中では長期包括契約に入るか入らないかの解釈であった。今後は、ろ布交換や耐火物補修は長期包括契約に含まれるので、今回のような工事はない。事務執行は、業者選定委員会に諮っていないかったり、書類も記入誤りやミスが多く、認識不足であった。資材納入やろ布取替の現場での確認は見に行ったが、写真は撮影していない。工事期間中、炉を止めてごみがたまっているの、工事が終わるとすぐ稼働開始し、そのため竣工検査では現場検査はしていない。執行伺いの作成と工事の執行は年度内に行い、課内検査はろ布を交換したところを目視で確認しております。竣工検査は新年度に入ってから実施し、支払事務はそれ以降になります。支払未済については、執行状況照会の時点で分かっていたと思うが、いつかはうろ覚えで分からない。多分、請求はもっと早くもらっていたと思うが、支払いが終わったと勘違いしており、いつ督促されたかは覚えていないが、業者から督促されて分かった。一連の事務の問題点は、工事が完了したにもかかわらず検査を行わず、出納閉鎖直前に竣工検査と支払事務を行ったことです。

再燃焼室耐火物補修工事については、工事の実施時期が契約書記載の時期と少しずれています。1箇所の緊急補修の工事を実施し、しばらくしてまた別の箇所の緊急補修が発生しました。ただ、報告を怠っておりましたので、発覚することを恐れて2つの工事を1つの工事にしたということです。執行伺いの作成時期は、年明けもしくは年度末前後だったと思いま

す。書類も記入誤りやミスが多く、予定価格を設定せずに予算の範囲内で見積額を交渉し、契約額を決めたことや、業者選定委員会への事後報告についても認識不足であった。マニフェストの書類は、議員の指摘を受けて後から取り寄せ、処分受託日が記載されたマニフェストで問題ないと解釈し、最終処分終了日まで把握せずに完了してしまった。課内検査は、工事中も工事後も2箇所ともやっておるんですけど、竣工検査は新年度に入ってからバグフィルターろ布取替工事と同じ日に書類検査のみでやりました。職員③と職員④に検査員を頼んで、そこから支払事務をして出納閉鎖ぎりぎりの支払いになった。職員⑧には、委員会の答弁が終わってから報告しました。

サイクロンロータリーバルブ緊急修繕、ペットボトル圧縮梱包機緊急修繕、ペットボトル圧縮梱包機結束機緊急修繕については、書類は12月ですが、実際の実施時期は、サイクロンロータリーバルブ緊急修繕10月、ペットボトル圧縮梱包機緊急修繕8月、ペットボトル圧縮梱包機結束機緊急修繕11月で、書類とはずれています。予算は後からの流用です。とにかく執行しないと動かないので、後からお金のことを考えたらいいと、緊急ということで日にちをずらしました。当然のことながら工事の相談は、業者からまず僕に来ますので、僕の判断になってきます。自分で抱えていたわけではなく、緊急修繕の書類は自分がもらって職員②に渡すが、早くしてと指示、確認、督促しなかった。僕の指導力不足です。全体を通して事が起こったときの手続を分かっているところが多々あり、課内検査の確認書類も業者任せで、それで全部資料として完成していけると思っていました。今はこういうことがあったから、どういうことをしないといけないか認識しています。昨年度は緊急で起きたときに、そういうことを怠っていたことはかなりあります。今回の一連の件に関しましては、僕の責任だと感じております。分担できていなかったのも僕の責任だと感じております。最後に、5つの工事は架空工事では絶対にはないです。間違いありません。業者との癒着も絶対にはないです。

開示請求に関する議員の指摘については、9月議会で指摘を受けた後に、クリーンセンター内部で見直し点検を行い、記載漏れがあったものを、誰かは覚えていないが記入したため、その前後で開示した書類に違いが生じる結果となった。

聞き取り対象者、職員②。日時、令和4年1月6日午後6時30分、1月24日午後6時。場所、新庄庁舎3階会議室。要旨、バグフィルターろ布の耐用年数は4年ぐらいと聞いており、ちょうど4年となる令和2年度当初予算要求のときに、計画修繕として予算計上した。クリーンセンターの建設業者で機械にも精通しているという理由で、1者随意契約で実施した。執行伺いで旧様式を使用したことについては、過去のものを見て同じようにした。認識不足であった。業者選定委員会については、はっきりと記憶していない。工事前の状態については、業者が点検時に確認し報告を受けており、一緒に現場に行って確認はしていない。点検時、施工前、納品時、施工中、完了後のいずれも、中を見ての現場確認はしていない。業者を信じて任せていたと思う。ろ布の取替確認については、取替えが終わってから職員①が見に行くことで課内検査とした。事務処理については、誰がするか決まっていたわけではないが、このときは職員①にやってくれと言われて、全部ではないが、ほとんど私がやっていた。竣工検査は、職員①が書類を作成され、4月に実施した。職員①に、日付これで入れておく

と言われ、私もそれは言えませんでした。検査には立会いしていません。

再燃焼室耐火物補修工事については、執行伺いは年度末前後に作成した。書類作成時には工事は既に終わっており、工事が終わって乾燥炊きのときに職員①が見に行くことで課内検査とし、竣工検査は職員①が書類を作成され、4月に実施した。職員①に、日付、これで入れておくと言われ、私もそれは言えませんでした。検査には立会いしていません。

サイクロンロータリーバルブ緊急修繕、ペットボトル圧縮梱包機緊急修繕、ペットボトル圧縮梱包機結束機緊急修繕については、別々に故障が起こったので個々に契約した。一本にまとめなかったのは認識不足でした。年度内に支払いできなかったのは、私と職員①の事務ができていなかったためです。執行伺いの作成は年度末前後だったと思います。先に工事が終わっており、予算は多分流用で行っていると思います。故障の確認はしていますが、写真があるかは分かりません。

開示請求の件に関しては、異動後のことなので分からない。

聞き取り対象者、職員③。日時、令和4年1月7日午後4時50分。場所、新庄庁舎3階会議室。要旨、クリーンセンターから竣工検査を依頼されたのは、令和3年4月19日の1日である。検査の依頼があると、依頼者にG-B o a r dスケジュールに予約登録してもらっており、「令和3年4月19日13時30分から15時竣工検査、クリーンセンター」のスケジュールは、令和3年4月16日に職員④により登録されている。事前に検査内容は聞いておらず、当日クリーンセンターで、バグフィルターろ布取替工事と再燃焼室耐火物補修工事の2件の竣工検査であることを知った。書類を見ると工事完了後かなり日数が経過しており、既に稼働していたため現場を確認することはできなかった。完了から検査まで日が空いている旨の指摘はしたが、稼働しているものを止めて見ることもできず、支払いの必要もあり、書類と写真で確認し検査した。検査書類にろ布交換を要することを示す写真は添付されていなかったが、それは予算要求の段階で検討して予算化されたものであるし、交換前後の写真は添付されていたので、ろ布交換はしていると判断した。ほかの施工現場ではないかということについては、「葛城市クリーンセンター」と明記した看板が写っており、ほかの現場でそのような撮影をするとは考えにくく、不審には思わなかった。

聞き取り対象者、職員④。日時、令和4年1月7日午後6時、1月12日午後6時。場所、新庄庁舎3階会議室。要旨、令和3年4月異動後に、バグフィルターろ布取替工事と再燃焼室耐火物補修工事の2件の工事が支払未済であることを知った。年度が替わってから支払事務を頼まれて、4月に職員③と自分で2件の竣工検査を同日で実施した。竣工検査の業者への連絡は職員①が行った。工事完了報告書と工事竣工検査書は自分が作成したが、それ以外の執行、契約、写真などの書類は職員①と職員②がそろえた。令和3年4月14日付の請求書については、関与していないので分からない。伝票はクリーンセンターの会計年度任用職員が作成した。

また、2件の工事以外に、サイクロンロータリーバルブ緊急修繕、ペットボトル圧縮梱包機緊急修繕、ペットボトル圧縮梱包機結束機緊急修繕について、4月以降に支払事務を行った。予算は後から流用していたと思う。負担行為伺いの日付は覚えていない。3件の修繕に

係る執行、契約事務には関与していない。

公文書開示請求については、議会で指摘された後に書類を見直したところ、記入漏れがあったため記載した。その結果、記載した前後で異なる文書が開示されることとなった。

聞き取り対象者、職員⑤。日時、令和4年1月11日午後6時。場所、新庄庁舎3階会議室。要旨、50万円以上の執行伺いについては、その都度内容を確認し、合議を押印している。バグフィルターろ布取替工事執行伺いと再燃焼室耐火物補修工事の2件の工事について、はっきりと覚えていることはない。業者選定委員会にかかっていないということは、担当課が報告しなかったということであると理解している。金額的に業者選定委員会の審議案件であるバグフィルターろ布取替工事の合議押印時期や押印時に、資料提出の指示をしたかについては、押印したのは確かであるが、いつ押印したのかは覚えていないし、業者選定委員会資料を提出するよう言ったかどうか覚えていない。令和3年4月に異動したため、令和3年6月の業者選定委員会については分からないが、令和3年4月以降に令和2年度の合議を押印したことはない。

聞き取り対象者、職員⑥。日時、令和4年1月28日午後3時30分。場所、新庄庁舎3階会議室。要旨、業者選定委員会にかかる案件の場合は、合議後に資料が提出され、その資料に目を通すが、業者選定委員会にかかっていない案件は資料の提出もないため、知っていることはない。2件の工事名についても、事前に相談を受けた記憶もない。一般論で言うと、契約後の業者選定委員会への報告もあり得る。簡易なものは管財課でまとめて報告し、説明を要するものは、必ず担当課から説明するよう引継ぎしている。年度をまたぐような案件は担当課から説明すると思うが、令和3年4月に異動したため、令和3年6月の業者選定委員会については出席した記憶もなく、分からない。施行伺いの合議が抜けていることを会計課で指摘されるまで気づかずに、4月以降に管財課に前年の合議をもらいに来るとは、押しているか押していないかは別にして、ゼロではないでしょう。

聞き取り対象者、職員⑦。日時、令和4年1月28日午後4時15分。場所、新庄庁舎3階会議室。要旨、バグフィルターろ布取替工事は、当初予算にもあり、長期包括契約に含まないので、9月までには工事しなければならないことは分かっていた。7月に契約、8月に工事があり、支払いが年度末まで残っていた理由は分からない。完了検査の書類は見えていないので、写真の有無は分からないが、ろ布の入替え後や荷受検査には職員①が行っていた。支払いはバグフィルターろ布取替工事は4月末に、再燃焼室耐火物補修工事は5月の最後にばたと処理していた。請求が来たのは4月に入ってからであった。完了届、完了報告が遅かった。自分は起案、決裁等を一切しておらず、自分がすれば早いですがそれでは勉強にならないので、早くするように言って、必要最低限のものだけにしている。

耐火物の落下は、年に1回の頻度で落ちる。建設当初でも1年目から落下し、16時間燃焼後8時間休むを繰り返すため、落下は避けようがない。契約額は金額的には妥当だと思う。工事は架空ではなく、去年の8月と12月の運転月報にも書かれている。「令和2年8月21日から24日までの4日間、1号炉と2号炉のろ布交換」の記載があり、その期間中はごみ処理量も減っている。「令和2年12月21日、耐火物崩落、修繕、令和2年12月26日及び27日で乾

燥炊き、年末に24時間燃やしている」等の記載もある。耐火物の落ちたものの写真は見た覚えがある。再燃焼室の一番上だった。耐火物の資材搬入の写真に写っている紺色の作業服が職員①である。職員②は現場はあまり見に行っていない。職員①が大方行っていた。

ろ布の耐用年数は大体3年ぐらいで、消耗品のため、葛城市クリーンセンター焼却施設運転管理業務には入らない。飛灰のダイオキシンを捕まえる装置で、大気に有害物質を出さないよう、きちんと点検して、交換するものはきちんと交換し、適宜整備するのは大事なこと。

サイクロンロータリーバルブ緊急修繕、ペットボトル圧縮梱包機緊急修繕、ペットボトル圧縮梱包機結束機緊急修繕については、3件とも修繕は実施している。壊れる時期がばらばらで、全てその都度修繕しており、時期は秋頃であった。書類については分からないが、事務処理がルーズなため、実施時期と誤差が生じて疑義を持たれる結果になったと思う。

聞き取り対象者、職員⑧。日時、令和4年2月3日午後5時30分。場所、新庄庁舎3階会議室。要旨、バグフィルターろ布取替工事については、前年度に予算計上し、令和2年度の工事になっている葛城市クリーンセンター焼却施設運転管理業務と、その後の焼却施設長期包括民間委託業務の合間で、ろ布の取替えが4年に1回のため、基準値を超えないためにもこの時期に実施した。職員⑦から奈良市の焼却炉運転停止のことを聞き、議会の委員会でも、奈良市のようになったら大変なので耐用年数は4年といっても早い目にしたいと説明したのは覚えています。竣工検査は、議会で説明したとおり令和2年10月に行っていると認識しておりましたが、実際は令和3年4月であったと聞くと、私もつじつまが合う。5月の連休明けに職員①から2件の工事の支払未済の報告を受け、出納閉鎖までに支払うため事務を進めたことは覚えている。今までにも決裁が遅いことはあり、完璧ではないが間違いないだろうと書類上の報告内容で認識していた。現場確認の写真が見当たらないことについては、自分は現場には一度も行っておらず、決裁に当たっても竣工検査の写真を1枚ずつ詳細に中身を精査するようなチェックはしていない。12月議会の一般質問での理事者との答弁打合せの中で、職員①から話を聞くうちにおかしいと感じることもあったが、そのときは答弁の作成に精いっぱいでした。ろ布の取替えは、これを焼却施設長期包括民間委託業務に含めると、その分金額が上がると説明を受けたので、令和2年度にすべきものとして当初予算に計上した。本来なら、長寿命化計画等、早めに計画的に対応すべきものではあるが、クリーンセンターにはそのようなチェック機能を働かせる体制もなく、私も不十分で、スタートが遅れ、誤解を招く結果となった。令和2年度は、「焼却施設長期包括民間委託業務」及び「資源ごみ等収集運搬及びリサイクル処理施設運転管理業務」の2つの大きな契約事務を執行することに手を取られ、まさかほかの事業の事務手続を完了していないとは、確認できていなかった。

再燃焼室耐火物補修工事については、12月頃に耐火物剥落の報告はあったと思います。12月議会の一般質問で、1号再燃焼室耐火物と同室の出口耐火物、2箇所同時に落ちたと説明しているときには、理事者打合せでも自分はそのように言っていないと認識していた。後々聞いてみるとタイミングが違っていたと言い出し、実際は2件の工事を1件として日付を遡って書類作成し、1つは12月ではなかったと今は聞いている。議会のときに聞いていたらもう少し理事者にも相談していたと思います。

監査委員指摘の3件の修繕について、実際の工事時期と契約書類の相違、予算の事後流用が判明したことについては、確認不足に尽きると思います。職員①については、決裁が遅いこと、監査委員からの指摘、会計管理者から注意もあり、気をつけてきたつもりですが、2つの大きな契約事務に気を取られるあまり伝票をちゃんと見ていなかったと思います。ただ、故障の何件かの報告はその都度あり、以前にも注意を受けたため、市長にも一報を入れていきます。事務処理を早くするよう指示はしましたが、最後まで確認はしきれていませんでした。

関係職員に対する聞き取り内容の説明は以上です。

梨本委員長 植田課長。

植田人事課長 続きまして、私から説明させていただきます。

Ⅲ、関係する施工業者への聞き取り調査（追加調査分）。

5件の工事及び修繕について、工事が適正であるか、あるいは実際に工事が行われたものであるかについて、施工業者に対し聞き取りによる内部調査を実施した。

続きまして、8ページでございます。Ⅳ、関係する職員への聞き取り調査（追加調査分）。

5件の工事及び修繕について、事務執行が適正であるかについて、職員及び関係事業者への聞き取り結果を踏まえ、さらに疑義のあった点について当時の関係職員2人に対し、聞き取りによる内部調査を実施しました。

具体的には、再燃焼室耐火物補修工事について、実際には工事を2回行ったが、その2つの工事を1つの工事にしたという事実認定を踏まえ、工事が実際に行われていたのか、また、当時の書類の管理状況等の詳細について、当時クリーンセンターを管理していた職員2人より聞き取りによる調査を行いました。聞き取り内容については、主幹より説明させていただきます。

梨本委員長 南主幹。

南 人事課主幹 人事課南です。よろしくお願ひいたします。追加調査分の関係職員に対する聞き取り内容を説明いたします。

聞き取り対象者、職員①。日時、令和4年4月26日午後5時30分。電話による聞き取り。内容、1号炉耐火材欠落が8月1日に起こっているという日誌になっていますが、その落ちた現場は見えていません。写真で確認しました。中は見えていません。欠落の報告は、施工業者の所長から来たと思います。具体的なスケジュールを話し合いました。

1号炉の停止は、日誌では耐火材が落ちてから18日後になっていますが、その辺りの事情は、全く覚えてないです。

現場は、全く任せきりということはなかったと思います。

1回目の工事が完了したときも確認はしてます。それを検査せず、書類を作らず12月まで行ってしまいました。私らは現場に入ることはなかなかできないから、工事期間中は、見に行ったかどうかは記憶が定かでないですが、1回目、2回目とも、最後は必ず確認に入ったと思います。

聞き取り対象者、職員②。日時、令和4年4月26日午後2時55分。場所、新庄庁舎3階会議室。内容、8月1日に、1号炉の耐火材が欠落したという日誌になっていますが、欠落し

たときに現場は見ていないです。

施工業者の所長が、耐火材か何か落ちてきたものの写真で報告を受けたと思います。実際には中へは見に行っていないです。

炉を停止したのが8月19日で、半月ほど運転していたか、停炉したかは、はっきり記憶にないです。もしかしたら、何かほかの工事か何かのときに、そこまで何とか延命したかもしれないですけど、その間止めたかどうかは、私も記憶が定かでないです。

ろ布交換と同時に耐火材の補修工事もやっているかどうか、はっきり記憶がありません。

着工前も、私は現場は見ていません。材料検査も、私は立会いはしていません。中間検査は、立会いはしていないと思います。工事の途中は、外では見たかもしれませんが、中へは入っていないです。課内検査も、現場のほうは行っていません。竣工検査自体は、年度が替わっているから立会いはしていません。

業者とのやり取りに関しては、職員①と私以外は一切入ってきてないです。

追加調査分の関係職員に対する聞き取り内容の説明は以上です。

梨本委員長 植田課長。

植田人事課長 続きまして、私から説明させていただきます。

V、調査結果のまとめ。

①バグフィルターろ布取替工事。

業者選定委員会への報告漏れ、書類記入誤り等ミスが多く、ずさんな事務処理が判明した。随意契約の理由は、機械の特殊性、安全性、工事後の対応等によるもので、契約金額は業者から提示された見積りのとおりで、内容の精査やしっかりした積算確認はできていなかった。現場確認は目視のみで写真撮影はなく、点検時、施工前、納品時、施工中、完了後のいずれも適正な現場検査とは言い難い。現場管理は業者任せであった。工事完了後、すぐに稼働を開始し、竣工検査は写真のみの書類検査を令和3年4月に実施した。部長に支払未済を報告したのは令和3年5月で、一連の問題点について事実を報告したのは、今回の調査開始後であった。

また、追加で行った再調査の結果、施工業者から実際に工事が行われたという回答が得られたとともに、証拠となる書類が提出された。

②再燃焼室耐火物補修工事。

耐火物剥落が発生した際に、報告及び決裁を経ずに補修工事を実施し、さらに12月に再度耐火物剥落が発生し、その際も報告及び決裁を経ずに補修工事を実施したことが判明した。その後2つの工事を1つの工事として契約したものである。業者から提示された見積りを予算内に収める交渉は行ったものの、内容の精査やしっかりした積算確認はできていなかった。課内検査は目視のみで写真撮影はなく、適正な現場検査とは言い難い。関係書類は年度末前後に作成し、令和3年4月に写真のみの書類検査で竣工検査を実施した。支出負担行為伺書の起票日は、実際に入力した日とは異なっていた。部長に支払未済を報告したのは令和3年5月で、一連の問題点について事実を報告したのは今回の調査開始後であった。

また、追加で行った再調査の結果、施工業者から実際に工事が行われたという回答が得ら

れたとともに、証拠となる書類が提出された。

③ 3件の緊急修繕（サイクロンロータリーバルブ、ペットボトル圧縮梱包機、ペットボトル圧縮梱包機結束機）。

再燃焼室耐火物補修工事と同様、報告及び決裁を経ずに修繕を実施していることが判明した。3件の故障が別々に発生し、予算がないにもかかわらず個々に修繕を実施した後、年度末前後に関係書類を作成し、予算の事後流用を行い、執行した。契約金額は業者から提示された見積りのとおりで、内容の精査やしっかりした積算確認はできていなかった。支出負担行為伺書や予算流用伺書の起票日は、実際に入力した日とは異なっていた。

また、追加で行った再調査の結果、施工業者から実際に工事が行われたという回答が得られたとともに、証拠となる書類が提出された。

VI、事実認定について。

これまで、職員に対する聞き取りからでは疑念のあった、実際に工事が行われたものなのかという点において、専門家に意見をいただきながら実施した追加調査により、業者から新たに提供された日報、写真画像データ等を検証し、また、炉の中と外で写っている写真がデータ上同じカメラで撮影されており、個体番号が通し番号であることから、工事の着手完了等の日付等を確認できた。さらに、現地確認し、写真の場所が葛城市クリーンセンターであることを確認した。また、施工業者への聞き取りから、実際に工事が行われたという回答が得られた。しかしながら、改めて行った職員への聞き取り調査でも、現場の確認作業が適正に行われたとは認められなかった。

これらのことから総合的に判断して、市としては、工事は実際に行われたが、各段階における事務執行の不適正な取扱いや事務手続の懈怠を確認した。

VII、調査結果を踏まえた今後の対応について。

これまでの調査結果を踏まえて、必要な事務を怠り不適切な事務執行を行ったことについて、懲罰審査委員会に諮問し処分を行った。

工事や修繕を先行し、本来事前に行うべき書類作成を怠ったことについては、ごみ処理が滞ってはいけないという認識が常に先行し、工事や修繕の実施には取り組むものの、それに伴う事務処理を後回しにしていることが原因で、あわよくば自分以外の誰かがやってくれることを期待する怠惰な考え方と責任感の欠如が問題である。そのことが、緊急工事の事後報告、執行事務の事後決裁、予算措置のない事業の執行につながり、公金の支出手続に疑義を生じさせ、結果として公務への信頼を損なうものである。これに対しては、上司による指導監督や第三者がチェックできる体制を強化し、再発防止に努める。それに加えて、事後の報告や決裁、予算措置のない事務執行は上司への報告、相談を怠ったことが要因であるため、部内会議や課内会議、また、部内の担当者会議を実施するなどして、問題点の洗い出し、問題意識の共有を行い、相談しやすく、相互にチェックできる職場環境の構築に努める。

書類の記載誤り、記入漏れ、様式誤りについては、新しい様式の確認を怠って前例どおりに日付等を変更するだけのずさんな書類作成や、決裁過程で内容を確認しないことが原因である。これに対しては、契約書類作成のマニュアルが常に最新の状態に更新されており、書

類作成時や決裁過程で確認することで、書類誤りの軽減につなげる取組を行う。

業者選定委員会への報告漏れについては、工事を先行して実施し、書類が事後になったため報告できなかったことが原因である。これに対しては、部課長による月1回の部内会議等を行い、各課の業務執行状況を報告し、部長による執行管理を行うとともに、必要な情報共有と報告・連絡・相談の機会を設けることで、部長や理事者への報告の習慣づけを行う。

点検時、施工前、着工前、施工中、完了後における現場確認及び写真撮影の不履行については、業者を信頼して任せきりだったことや、業者の写真だけで事足りるだろうと安易に考えていたことが原因である。これに対しては、課内の事務執行について適切な役割分担を行い、事務の実施担当者、実施した事務の確認者を明確にして、お互いに指摘、確認を行いながら再発防止に努める。

竣工検査及び伝票処理の遅れについては、これも工事さえ完了すればよしとして事務処理を後回しにし、出納閉鎖にさえ間に合えばよいと考え、放置していたことが原因である。これに対しては、毎日朝礼で1日の業務予定を報告し、終礼で業務実績を確認することを習慣づけ、所属長による指導・監督を徹底し、再発防止と遅れない執行体制の構築に努める。

見積額の精査については、専門知識が不足していることや、業者を信頼して任せきりで、内容を詳細に精査できていないことが原因である。これに対しては、過去における類似例や他市における事例を参考に見積額の精査を実施する。建築物や構造物の特殊性もあり、建築当初から維持管理も委託されている業者以外の介入が難しいとされているような案件については、今後、県等の技術部門へ相談しながら、市として一定の運用基準で運用できるように研究していく。

開示請求については、議会で指摘された後に書類を見直し記入漏れがあったため、記載した結果、記載した前後で異なる文書を開示したものである。

これら全ての問題点において共通する課題として、職務の懈怠、責任感の欠如、認識の甘さ等が推察され、これに対しては厳正に対処することで本人の自覚を促し、その事例を職員に周知することで再発防止に努める。

以上を踏まえて、再発防止に向けた取組として、①契約管理シートによる契約事務の執行管理。②予定価格調書作成ルールの再確認及び周知徹底。③契約事務の手引きの改正及び徹底。④業者選定委員会は、幅広い視点から意見を求めるため、部長級で構成するようにした。⑤完了検査のチェックリストを作成するなど見直しを行う。⑥少なくとも月に1回、部内会議、課内会議又は部内の担当者会議等を実施し、部長による各課の業務執行状況管理を行っている。⑦課内において、リスクマネジメント会議を実施することで、部内での必要な情報共有、報告・連絡・相談の機会設定、問題点の洗い出し、問題意識の共有等を行い、適正な事務執行に取り組んでいる。⑧引き続きコンプライアンス研修を実施しているとともに、契約担当課による職員研修も8月に実施する。⑨新規採用職員に対する職員研修を充実する。⑩最終決裁権者はもちろんのこと、職員一人一人が決裁の内容、承認の意味、重さを改めて確認するように取り組んでいく。等により、契約事務の流れを整理するとともに、第三者によるチェック体制、相談体制の強化、職員研修の充実などを図り、全職員が改めて緊張感を

持ち、職務に取り組んでいく。

報告については以上でございます。

梨本委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて、何かご質問等ございますでしょうか。

増田委員。

増田委員 大変詳細にわたって、この事務の調査をしていただいたことに感謝を申し上げます。その中で、非常に、私この現場の状況を推測しますと、日々大量の、市民から収集されたごみ処理をしていただいているという現状、それから、職員⑦の方の報告にも一部ございましたけれども、年に1度、ちよくちよくというふうに私もイメージしたんですけど、レンガ、炉の落下物があると。こういった状況の中で、予期せぬ事故、修繕等が発生している現場だなというイメージでございました。ところが、事務の処理に関しては、一定のあらかじめこういうことを報告して、それから予算立てをしてという手順がございます。そういったことを適切に処理できないような緊急事態が、この報告の中ではたくさん発生しておると。これは、そういった現場の特異的な、そういう体質の現場であるのかなというふうに思うわけがございますけれども。再発防止に向けての取組というところの中では、こういった緊急事態に対する注意事項、今後は緊急事態になっても、ここはこういうふうには処理をなさないと、こういった内容が、私ちょっとこの10項目の中を見ているんですけども、それに見当たるようなところがないので、こういう現場の状況も踏まえて、その辺の、緊急の場合はといった、緊急の工事の場合はといったようなことも、1つルールとして備えるべきかなということを感じました。

ただ、本人も、職員の方もおっしゃられていましたし、11ページの最後のところで、まとめのところでも全ての問題点においてと、これら全ての問題点において共通する課題というところで、職務の懈怠、それから責任感の欠如、認識の甘さ、こういったものが、この事務の取扱いが大きな不適切な処理になっておるのかなということも感じたわけがございますけれども。1つ、先ほど言ったその緊急の工事に関するところをどのようにお考えか、その辺のところ、再発防止に向けてのお考えをお聞きしたいなというふうにも思います。

それから、ここへ何回も出てきますけども、業者というものが、常駐されて、業務委託されていますので当然、契約、さっきの方が、この炉について、全体の施設についての運用していただいているわけですけども、職員がどこまでやるんだ、任せているから、委託しているから、業者にといいるところと、職員がどこまでやらんなんかというこの接点のところの認識、その辺の認識の差といいますか、その辺のところもうかがえるような問題点が多数あったかなというふうに感じました。業者任せという言葉も出てきたわけがございますけども、これは管理業務の委託というところで、少し職員と業者との認識の差が発生したのかなというふうにも推測したわけがございますけれども。

それと、もう一つ、これ、前任者と、これ人事異動で交替していただいているというふうには思うんですけども、非常にこういった難しい現場の管理職となれば、その辺のノウハウ、現場のいろんな知識がどこまで蓄積をされていたのかな、管理能力というところで、経験値が浅い方については、なかなかその辺のどういったところに注意すべきかというふうなこと

も、前任者との引継業務も、非常にこれも、こういう現場では重要になってくる課題であるかなというふうに思うんですけども。特にこういう出先の現場の引継業務の重要性というのを、私これを見させていただいて感じたところでございます。そういった引継ぎに関して、どのような、様式はあるかとは思いますが、どのように引継業務をされているのか、その辺のところもちょっとお聞かせを願いたいと思います。

梨本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部の高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの増田委員のご質問、まず1つ目なんですけども、緊急時の対応についてという点でございますが、例えば今回のクリーンセンターの件もそうなんですけども、水道などのライフラインを預かる施設や、また、企画部でしたら公共バスの運用など、緊急時の対応マニュアルというものを整備しておくと。特に緊急時の連絡体制など初動体制について、どのように行うべきかというのを各課で持っておるところであるんですけども、実際にこの、今回のクリーンセンターの件には、それが実際に動いておったのかという問題もありますので、各課で、今回のような件がありましたので、緊急時のマニュアルや対応について再度点検する必要があると考えております。

2番目のご質問なんですけども、職員が関わっている業者との、委託している業者との関係、どこまでを責任、市側の職員で行うのか。もしくは業者に任せるのかという、その境目の部分ですか、その部分についてなんですけども、市側の職員としては、管理者としての立場としてしっかりと自分が関わっている業務がどのように行われているのかということ、例えば機械の管理でしたらマニュアルなどもしっかりと読んで、しっかりと熟知した上で業者と関わっていく必要があると考えております。ただ、また、今回の件につきましては、そのような点が課題であったのかなということで、今後そのような点についてもしっかりと業者に任せられる部分、市の職員としてしっかりと管理する部分というのを、しっかりとまた対応できるように進めていくべきであると考えております。

3つ目の質問、引き続きですね、市の職員の引継ぎ、管理職などがどのようにしておるかとお申しますと、年度替わりに異動があった場合なんですけど、人事課のほうに、管理職同士でしたら引継書を作成いたしまして、印鑑を押しまして、自分の持っている業務について、お互いに確認して、印鑑を押し、人事課へ提出し、監督する部長にも提出するという形で対応しております。

なお、その様式の中に、引継ぎの中で特に懸念される材料とかは書いて、次の者に伝えると。また、引き続き行わなければならない事業もございましたら、それについてもしっかりと引き継ぐというのが形になっておるんですけど、今回のように、しっかりと、マニュアルなんかも含めてもっと業務の中身についても引き継げるような形が必要であったのかというご指摘かと思うので、それについても、また点検する必要があると考えております。

以上です。

梨本委員長 増田委員。

増田委員 ご答弁ありがとうございます。緊急事態のマニュアルについては作成しているということ

ですけれども、当然、天災等も含めて、こういう場合は、まずトップにご報告するんだというふうなマニュアルかなというふうに想定するわけですが、恐らく、この事務取扱に関する緊急事態の場合は、これはしなくていいというようなことは書けないと思うんです。そやから、そこんところが、私、今の、後に一言、これのほうが優先せなあかんねんというところの、許せんのか許せないのかと。許せないなら、いや絶対止めろとかというふうなことになるので、私はそこ、もどかしい部分やと思うんです。そういうライフラインに関する事故を、緊急事態をどう処理するのかというのは内部でもう一度、事務取扱に関しても緊急事態対応を想定されて、ご検討願う必要あるのかな。

それから当然、管理職は専門知識を有する者が望ましいのは、専門知識を有する人を、その職場に人事異動するだけの……。失礼な表現やな。申し訳ない。どう言うたらええかな。なかなか職員教育の中で、こういう専門知識のある方を複数確保するというのは難しいと思うんですよね。だから、管理職になったから、専門的な部分については管理、監督する必要があると言ったところで、それだけの能力を有する者を確保するというのは難しいところがあるのかな。これは建前論、さっき部長おっしゃられたように、おっしゃるとおりなんですよ。業者は、任せているんだから、ここはあかんよということはちゃんとチェックせえよ。チェックするというのが一番、私は難しい職務であるのかなというふうに思いますので、職員の教育、現場のいろんなノウハウに対する専門知識等の研修等もしっかりやっとかんと、なかなか管理するところまで至らないんじゃないかなと、こういう懸念でございます。

それから引継書については、どこの企業も形式的なものはございます。ただ、中身がどれだけ充実しているのか。問題点、なかなか、今こういう苦情持ってんねんとか、こういう問題を抱えているんだと、これをクリアせなあかんとか、いうふうなところまで言及している引継書は、恐らくなかなか出てこないと思うんです。そやから実際、注意点も含めて、親切的な引継ぎ、現状の実態を後任者に引き継ぐ体質、体制を、今後ともつくっていただきたいなと。反省材料として、つくっていただけたらと思いますので、よろしく願い申し上げて、もうご答弁要りません。

梨本委員長 ほかにございますでしょうか。

吉村委員。

吉村委員 人事課におかれましては、これA4サイズの、これ12ページにわたる、大変時間もかけて、労力もかけて、報告書を作ってくくださったということ、私も感謝を申し上げます。

先ほど、冒頭、市長がおっしゃいました、二度とこのようなことのないようにということで、この報告書を、本当にこう生かしていただいて、二度とこのようなことのないようにというふうをお願いをしたいと思うわけですが、まず1つは、先ほどちょっと増田委員もおっしゃったことにちょっと関連をするんですが、聞き取り対象者の中で、職員①の方が懈怠ということがあったわけですが、ほかの方と比べても、ちょっとこう、もう少し例えば、この現場ということに対して理解というか、深まっていればいろんな意味で、もうちょっとこう対応も違ってきたのではないかなという部分があるなと思ったんです。この最後に、最終ページ、12ページに、いわゆる再発防止に向けた取組として、研修ということにつ

きましては9番で、新規採用職員に対する職員研修ということが書いてあるんですが、1つは、その研修の内容と、もう一つは、こういった特殊な職場、職場によって、やはり必要となるようなことが違ってくる。特に今回、管理業務委託をしているわけですから、業者とのこの知識とに差があり過ぎると、やはり1つ1つの理解に時間がかかってしまったりとかということもあろうかと思しますので、そういった力量を高めるための研修について、今後考えていращやることあるのかを聞きたいというふうに思います。

それから、2つ目なんですが、これはちょっと、組織のほうの問題としまして、今後、人間でありますので、例えば担当の方が、懈怠というわけじゃなくても、例えば失念をしてしまうとかいうふうなことがある中で、今回も、例えば、部長とかそういった方々に情報が行くのは極めて遅かったというふうなことがあります。これを防ぐために、インシデントをアクシデントにつなげないということで、課内によってリスクマネジメント会議等をされるというふうに伺っておりますが、今後、この12ページのこういった取組をすることによって、同じような事案が起こったときに、書類、契約事務とかが個人レベルで遅れてしまった場合、それは、早いこと見つけ出して、そういうふうなところにつなげていかなければ意味がないというふうに思っておるんですが、これについては、12ページのこの部分でありますよということも含めまして、ご説明をいただけたらと思います。

以上です。

梨本委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。よろしくお願いいたします。

新規採用職員の研修についてでございますけれども、これにつきましては、二本立てで行っております。まず、市町村職員研修センターに出向したりしての研修と、それから市の主催の研修というのがございます。市町村職員研修センターでの新規採用職員の研修につきましては、接遇や人権研修、これにつきましては集合形式で行っております。その他、地方公務員法の目的や任用、服務規程などについては、DVDの視聴による研修が行われておりました、既に22名の者が受講しております。また、10月には第2部の新規採用職員の研修が実施される予定でございます、これにも受講させる計画をしております。それから、市主催の研修でございますけれども、5月に開催したコンプライアンス研修、これにつきましては、新規採用職員全員が受講をしております。それから、6月から7月下旬にかけて、総合窓口課の職員が講師を務める窓口研修、これにつきましては、昨年は座学のみでしたが、1人2日間、実務研修も行いまして、窓口業務の知識だけではなくて、接遇の面も併せて身につけることを目的に開催しているところでございます。それから、7月28日には、令和3年度と令和4年度の新規採用職員の合同研修、これも実施する予定をしております。

以上でございます。

梨本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。ただいまの吉村委員のご質問の、専門的な部署での異動があった場合の研修という意味での問題という点についてお答えさせていただきます。

実際、その専門的な部署いろいろあると思うんですけども、特殊な機械の管理などもそうなんですけども、現実的には前任者から引き継いで、どのように行っていたかというのを聞きながら覚えていくという部分と、委託している場合とかでしたら、実際その業者から聞きながら覚えていくということで行っているのが現状かなと。その中で専門的な研修などがありましたら、そこに申し込んで、自分で受けにいて、自分のスキルを上げていくという形で上げていくというのが実態かなということで、課題としても、ある部分は実際にあるということでございます。研修については以上でございます。

それと、2つ目のご質問なんですけども、契約の進捗についてですかね。実際にこの最後の12ページの部分のどの部分で、どのように管理しているのかという質問かなと思いますけども。1番の契約管理シート、これを設けておりまして、データを共有できる部分に入れておりまして、管理するのは部長がその所管する課の契約のものを全て、起案から竣工まで把握する項目を設けておりまして、その進捗を責任持って管理するというで現在対応させていただいております。

以上でございます。

梨本委員長 吉村委員。

吉村委員 契約管理シートにつきまして、以前もお答えいただきましたけれども、リアルタイムでやはりきちっと把握するという意味では有効なことだと思いますので、よろしく願いをいたします。

ちょっとこうやっぱり心配だなとかいうか、今後、これはぜひとも検討していただきたいのは、今の部長のご答弁聞きましたら、やっぱり引継ぎとかOJTみたいな感じで、技術的なことを知るというふうなことです。この公務の中にはやはり、ちょっとこうレベルは違うかも分からないんですが、私も一般質問でしましたけれど、学芸員とか司書のような専門職とかもあります。やはりそういう、こういうというのは、ちょっと私もこちらのほうは明るくないんですけども、やはりそういう、業者から聞くのではちょっとやっぱり不十分なように、それはもちろん必要なことだと思います。個別の機械のこととか、それから現場じゃないと分からない肌感覚みたいなものがありますので、これは大事なものだと思うんですけども、それに加えて、こういった業務のことを知るというようなことで、ちょっと11ページも書いておられますけれども、今後、県等への技術部門へ相談しながらとか、それから、このほかの方に相談へというふうなことも、ちょっとこれもやっていただいて、是非ともそういういい研修を探し出す努力をしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

梨本委員長 阿古市長。

阿古市長 いろいろとご心配いただいて、本当にありがとうございます。今回の事務的な問題が発生いたしまして、非常にご迷惑をかけているわけなんですけども。管理職の者が、全ての経験をその部署で積むということは、その職に就くまでにおいては無理であるという考え方は多分同じにあると思います。その中で研修というのは1つの手ではございますし、また、人事配置する中におきましては、その部署全体として、その対応ができるのかどうかというこ

とも勘案しております。例えば今回クリーンセンターの場合ですと、かつて所長をしていた者が、雇用形態はもう定年退職しておりますから違いますけども、配置をしておりますし、また、補佐はその経験が長いものを準備しておいたわけでございます。その中で現場対応というのは、クリーンセンター業務そのものは、スムーズな形で済んでおるわけなんですけども、今回の特に問題が発生したことは、その事務手続についてかなり問題が大きかったという認識をしております。その中で、事務手続については、例えば技術的なものの不足する分は、県に問合せた中での価格等の技術的な試査をもらうであるとか、例えば経験者に問合せとか、そういうようなことというのは必要でありますし、また、委員がお述べになりました、その専門部署の研修も受けていくということは大切やと思います。全体として、そのものだけという判断ではなく、その職場全体として、その業務に耐えられるかどうかということも加味しながらの配置ということになります。いずれ、行政の形態として専門職の者が、ある種、交流といいますか、いろんな部署を経験することなく上がっていく時期も来るのかも分かりませんが、今現在は、ある程度いろんな部署で経験をしていただいての管理職に上がっていただいているという現状の中では、その部署全体として、その業務に耐えられるのかどうかということでございます。今回のこの事象につきましては、深く、重く受け止めております。不適切な事務処理があったということについて、本当に申し訳ないと思っております。

以上でございます。

梨本委員長 吉村委員。

吉村委員 こういった、いわゆる管理職の方とか、そういう方々が職務を実行するに当たりましては、やっぱり自信を持って、分かってやっていただくためには、私はある一定のこと、今、市長がおっしゃったように全部が全部、現場でやるわけではもちろんありませんので、そういうことと、あとそれから、管理職になられている方ですので、それまで様々な行政経験されていく中で、自分は今これ分からなくても、ここに相談すればいいというようなそういった人間関係といいますか、そういうこともできていると思いますので、そういうことも生かしてもらえたらと思います。それから今、最後のほうで市長がおっしゃいましたけれども、やっぱり将来的に例えば、場合によっては、専門の職員ですね。今葛城市の中でいろんなところを回っていく、経験を積んでいく、これはもちろん私は意味のあることだというふうに思っておりますけれども、職場によっては、こういったプロフェッショナル、そういった方がずっといて見ているというふうなのがふさわしいというふうなことも、今、市長もちらっとおっしゃいましたが、あろうかと思っておりますので、将来におきましては、そのあたりもご検討、研究もしていただいていると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

梨本委員長 ほかにございませんか。

横井委員。

横井委員 私、エンジニアなので、技術的な見解で再発防止手段を、私のエンジニア的な感覚で言っておきます。

まず、午前中に言いましたように、メーカー側の資格を確認するというのは、これ、コンプライアンス、法令遵守も学科試験を受けると資格の中にあるのです。技術的なことを、専門的な知識以外に、この法令のこともその際あるのです。だから資格を確認してほしいと言っていたんです。今、午後からは大きく3つ言います。これは任意事項です。強制じゃないです。ISOの観点から言います。

この3つの1つ、緊急事態の連絡網です。これ経験的にもそうなんですけど、緊急事態連絡網を作らなければならないというのは、確かにあるのです。ダイオキシンが出るとか、排水が出てしまうとか、そういう電気系統で何かあったとか、緊急事態の連絡網あるんですが、問題は手段として、今までなかなかまとまらなかったのは、個人用の携帯が出てしまうとか、それから、メールアドレスがばれてしまうとか、そういう可能性が、固定電話とかやったら家族のもんまで起きてしまう、夜中に連絡されたら。そういうような問題があって、なかなかこの緊急事態の連絡網というのがなかなかできなかった。だけど、今回のように非常に技術的なところ、職場ですので、やっぱりそこは話し合せて、やらなければならないことはやるしかないと思われます。

2つ目、ISOの観点で力量評価というんですけども、メーカー側の業務内容と、そして官公庁側の業務内容との重なっている部分を交わりというんですけども、交わりの部分、法令用語でいうとグレーゾーンとか、解明要件というんですけど、ずばりここは何か。図面の知識です。図面を読めないと積算ができない。図面が読めないと施工の確認ができない。だから、この力量評価、これは先ほどの話で引継ぎ、OJTでやっていたということですけども、この際にはっきり図面は勉強しておきなさいということは確実に押さえないといけない分野です。図面が読めなかったら、技術屋って通らないです。お医者さんが英語できないのと同じです。

その次、3つ目、これも改善提案になります。ISOの観点です。OFF-JT、これはOJTというのは、自分ところでやる勉強会、研修会をOJTというんですけど、外部に出る場合をOFF-JTというんです。先ほど、OFF-JTは、職員研修を受けているとおっしゃられていた。この場合、今何が欠落しているかって私考えたら、エンジニアとして見ますと、圧縮梱包機とかサイクロンロータリーとかいろいろ上がっていますね。要するに、このマシンの性能から見たら、圧力がかかっていると想定されます。そうすると、安全教育がやっぱり必要です。これは奈良市のほうに行きますと、労働基準協会とかありまして、そこで安全教育やっています。そこで問合せしていただいたら、圧力容器の取扱いの特別講習とか技能講習、もしくはこれ圧力ですからボイラーもそうですね。ボイラー技士というのも圧力になります。こういった安全教育への取組も、また教示、教授が必要と思われます。

だから午後から3つ言います。連絡網とは何か。ちょっとメールアドレスが漏れるとか、電話番号が漏れるとか、そういうのを調整する必要がある。2番目、共通事項、交わりは図面である。3つ目、OFF-JTには安全教育を含まなければならない。当然ですね、専門技師ですから。この3つを、私、改善提案としてご提示いたします。ただ、これISOの域なので、強制するものではございません。一応ご提案として挙げておきます。

以上です。

梨本委員長 ほかにございますでしょうか。

西川委員。

西川委員 私から、まず、こうやってしっかりと報告書、12ページにわたってやっていただいたこと感謝いたします。ありがとうございます。

ほんで、私からはまず、市民の代表として、やっぱりこれ一番何が重要なんかというところで言うたら、言わせてもらうのは、やっぱり市民の皆さんから預かっている税金が、要は、例えば架空工事に使われたりとかはして、そういうところが一番問題であるのかなと思うんです。でも、ただ、今回こうやって調査いただいたことによって、それは解消されたというところはあるのかなとは思っております。あとはまた、やっぱり事務手続の問題というのは、きちんと行政のほうでしっかりやっていってもらわなあかんのですが、まずはやっぱりそこが、皆さん気になるところやったと思うので、そこについては、この調査の報告書できっちりと解消されているのかなというところでございますので、まず、それはお話をしておきます。

ほんで、僕はちょっと違う観点からの話なんですけど、これ、理事者側で考えられることなんですけど、こうやって今回の問題を受けて、こうやって10項目のような再発防止に取り組む事例、取組という形で10項目挙げられているんですけど、今回この事案に関して、結構きつい処分を受けられた、ここにも出てきてはるけど、2名の方が受けられておりますけど、僕からしたら、これ、その方も犠牲者やったのと違うかなと思ってしまいます。というのはこの10項目、きちんと元々きちんとしていたら、今回こうやって見つけて10項目やけど、やっぱりきちんとしていたら、その人たちもそれにのっとってやれてたかもしれへん。せやから、ここでは、すごいやっぱり、いろんな方が、何というんですかね。その能力、怠惰があったとか、いろいろ書いていますけども、もちろんそうかもしれませんけど、やっぱりこういうものがきちんとあれば、元々あれば、そういうことも起こらんかったのと違うかなというところがあって。今回の処分に関しましても、ちょっとなかなか厳しい処分になったんのかなと。ここで、懲罰審査委員会に諮ってということもなっているんですけど、これについて、なかなか厳しい処分も下されているのかなと思っているんですけど。何が言いたいかというと、職員の皆さんが萎縮せんとできるような環境は、市長、きっちりこれからも取っていってもらえるんかというところをちょっと、やっぱり、もちろんこうやって懲罰のことでされるのはあるんですけど、僕からしたらちょっと厳しい処分もあったんかなと思います。これを気を引締めてということもあったんかなと思うんですけど。

僕、ちょっと市長にお願いしたいのは、これからやっぱり職員の皆さんが、何というんですかね、萎縮せんと希望を持ってきっちりとできるような環境をつくっていただきたいというところなんです。市長のそのお考えを教えていただきたいなと思っています。

梨本委員長 阿古市長。

阿古市長 懲罰審査委員会の懲罰は、当然のことながら、外部の、その諸事項等対した中での懲罰を考えておりますので、葛城市自体が特に厳しいのかどうかというのは、私はそうではないの

ではないか、ある一定の幅には必ず入っております。ですので、それが起こった事象に対して、特に厳し過ぎる事象があったとすれば、それは人権的な問題が発生してまいりますので、ある一定の幅では必ずそれにはそぐった形になっていると思います。ただ、私に対する処分というのは、またそれとは別のものになりますので、それは私自身が、自分の判断の中でどうあるべきかという判断になるところやと思います。今回の事象について、かなり厳しいとおっしゃっていただいたのは、特に個人の方が辞表を出されたということについておっしゃっていただいているのかなとは思いますが、それは処分ではございませんので、個人の意思として辞表を提出されたということですので、処分としては停職2か月でしたですか。処分にしておりますので、その辺は誤解のないようお願いしたいと存じます。職員の皆さんにとりましては、当然委員のご指摘のとおりやと思います。当然のことながら、何ていいですか、間違ったことに対してはある一定の訂正ですとか、ある一定の注意ですとか、その間違いの度合いによって、当然のことながらある一定の懲罰は発生するものやと思います。

ただ、ここ2年になるかな。職員アワードという制度、2年目になるんですけども、職員アワードという制度をつくりました。それは、今までにはないもので、例えば特にその分野で、その職場で取り組まれた分野の中で著しい評価が受けられるようなことであるとか、効率が上がったですとか、そういういいものの評価に対して表彰するという内部表彰制度をつくりました。ほぼ毎月に1組、もしくは2組、もしくは1人、2人、個人の方もあるんですけども、そういう形である種、何といいですか、意欲ですとか、効果ですとか、職員としての働きの中で一定以上の評価があった者については、そういう制度の中で表彰していきたい。それは続けていきたいと考えております。いろんなやり方が多分あるんだろうと思います。1つは懲罰という形で、こういうことはやってはいけないんだということを感じてもらえるというやり方も1つなんでしょうけども、これは、ある種、教育の部分とまるきり同じでございまして、褒めることも大切であるし、研修することも大切であるし、全ての分野を含めた中で、その組織として成長していく方法というのは、教育と同じ考え方でやっていくべきなのかなという思いがございまして。

以上でございます。

梨本委員長 西川委員。

西川委員 ちょっと委員長、僕、この質問、逸脱していたら止めてくださいね。今の中のここまで。この契約事務以外になっていたら止めてくださいね。いけますか。市長の今のご答弁で、僕ちょっと葛城市にとっては厳しい処分やったんかなというところに思っていたんですけど、そうでもないよと。ほかのところの事例も見てそうやったということなんですけど。僕が言いたいのは、もちろんこうやってしっかりしていくのはもちろんのことなんですけど、やっぱり貴重な人材ですわ。やっぱりほんで、能力も高い方々もいっぱいおる市役所の職員の皆さんを、きっちりと、やっぱりそっちも見ながら、こういうことも含めて、市長の、言うたら運営をしていていただきたい、人事をしていただきたいと思っております。ちょっと逸脱してるかもしれませんが、内容としては、僕はちょっとそういうことを伝えたいなというところでございましたので。

以上です。

梨本委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は45分から再開させていただきます。

休 憩 午後3時36分

再 開 午後3時45分

梨本委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに何かご質問等ございますでしょうか。

松林副委員長。

松林副委員長 この非常にボリュームのある調査報告書、非常に労力もかかったと思います。本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

今、担当部課のほうからもいろんな読み上げもあって、聞かせていただいている中で、私がかちょっと感じましたことは、2ページの事務処理、何でこういうふうな事務処理が起こったのかという本質的なことがかいま見えるような気がするんです。3ページの例えば、事務処理については誰がするか決まっていたわけではないとか、また5ページのところで、職員⑦の方の証言によると、自分は起案、決裁等一切しておらず、自分がすれば早いですがそれでは勉強にならないので、早くするように言って、必要最低限のものだけにしていると。これ、自分さえ、自分の責任範囲だけこなしておれば、悪い言い方すれば、ちょっと傍観主義的なところも感じられますよね。誰が責任を持ってこの事務処理を進めていくのかということ、担当者が明確に決まっていなかったというところが大きな理由かなと思うんです。本当に明確に誰がこの事務処理を一切責任を持って進めていくのかという、ここら辺のところをいろんな対策、10ほど挙げていただいておりますけれども、この中で、そういうふうな、明確に担当部課の事務処理を誰が責任を持って見て進めていくのかという、こういう部分、先ほどのマニュアルに基づいて緊急工事の場合の対応も含めて、工事の裏づけの事務処理、工事に対するその事務処理、誰がするのかという、この明確に、この対策の中でこれ決めるといえるのか、そういうような部分というのは対策として、これ、あるんでしょうかね、これ。この中には。これは、例えば1番の契約管理シートによる契約事務の執行管理という、これは主に部長がチェックするんだよということ。チェック機能はあるんですけども、そのチェック機能が漏れるようなことがあれば、これはやっぱり事務処理も滞ることになりますので、明確に誰が部下の事務処理を責任を持って見ていくのかという、そういう責任体制、そこらの部分というのは、この中で何か考慮されているような対策ってあるんでしょうか。

梨本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 契約管理シートには担当者名も記載しておりますので、担当は、もうその人だというのは分かると思います。誰が確認するのかということ、最終的には部長の責任だとは思いますが、まずは所属長が毎週とか、毎日だとか、毎月だとかというふうに管理していくものだと思います。クリーンセンターにおいて、誰が担当するのか決まっていなかったというのがありました。これはもう本当に例外だと思っています。基本的には、誰がどの事務分掌なのかというのは年度当初に決めておりますので、そこについては、もう今はないと思っておりますし、実際に工事とか契約とか、誰がどの担当なのかというのは、契約管理シートを見ると確認で

きると思っております。

梨本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 これ、ちょっと、11ページのところ載ってましたかね、対策としてね。中ほどですけど。課内の事務執行について適切な役割分担を行い、事務の実施担当者、実施した事務の確認者を明確にしてお互いに指摘、確認を行いながら、再発防止に努めると。まさに仮に担当者、もうその事務全体に対する統括を、私が責任を持って見ていきますよという方がおれば、やはり分からないところがあれば、やっぱり自分の責任の範囲の中において、それは分からないところは分からないなりに確認をし、聞きながらでもやっぱりそれは管理はしていきはるのと違うかな思うんですよ。やっぱりそういうような部分という、担当者を明確にね。みんなでチェックするのも大事やけども、誰が責任を持って、その部下の、その中の事務処理を進めていくのかという、その責任者は、私はやはり明確に決めるべきではないかなと、このように思うんですけれども。私の考え、ちょっと違うよいうたら、言うてくれはったらええんですけれども、どないですか。

梨本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 先ほど申し上げましたけれども、所属長がやるものだと思っております。なので、誰かという、そこの課の所属長が本来管理するべきもの。今、部長にもチェックをさせますが、本来部長の仕事というものは、そういう契約の事務を細かにチェックするのが仕事ではなくて、それももちろんですけども、もう少し大局的に、いろんな過去の経験からどういう判断をするのか、その判断がいいのかどうなのか、他部署との連携などをやっていただくのも大きな仕事だと思っております。ただし、今の時点では、我々の体制として、まだまだ不十分なところもありますので、課長と部長の二重チェックという体制をしばらくは取らせていただいて、誰が責任者なのかという、所属長が責任者であるべきだと考えております。

梨本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 所属長が最終その事務を進める責任者だよと、このようにおっしゃられたんですけども、しっかりと所属長、しっかりと目を光らせていただいて、そういう不適正な事務処理がないように、しっかりとよろしくお願い申し上げます。所属長が責任を持って事務を見ていかはるという、こういうことで理解しました。

梨本委員長 ほかにございますか。

川村委員。

川村委員 これまで皆さんの、委員のご意見もいろいろ聞かせていただいた中で、私なりの意見をちょっと言わせていただきます。今回のこの契約事務に関してのこの調査に向かわれたのは、議会のほうのそういった問題点の指摘というものがあって、ここがスタートであったと思います。本当にこの間、この事案があつてから結構な時間を費やして、この段階まで来た。この積み上げてきたこの調査は全然無駄にはなっていない。今回この報告書がここまでの内容を赤裸々に報告をいただいたことは、非常に評価をさせていただきます。なかなかここまでの話を議会のほうに報告するというのは、大変な作業であったということもありますが、これは市にとってはとても大切な指摘の部分であったと思いますので、大いに評価をさせて

いただきます。

その中で、本当に、読んでいてあきれられるような話がいろいろと出てまいりますけれども、何ととっても、この無責任な、自分は知らない、知らない知らないというのも結構多かったです。知らないというのは、自分の仕事以外は知らないというような表現そのものであると思います。こういった事実も書かれる中で、この知らないということが起こらないような体制、要するに隠蔽される、そういった体質がないということ、これからはぜひともそういった体質を、いい体質をつくっていただきたい。副市長も市長も先ほどからいろいろな答弁をいただいています。これから、契約管理に対してのしっかりした措置を取ることをございますが、隠蔽していたら書面にすら表れない。ここが一番難しいところです。いろいろ議会もうるさく言います。議会对策も、議会の答弁に追われていて、部長もそこまでチェックができない。これ違うと思うんですよ。議会の答弁を作ることが先ではなくて、調査をすることがまず第一であるということである。だから、もう全然認識が違うと思うんです。議会は、どんなつらいことも言っていたら一緒に考えたらいいと思っていますのでね。だから、本当に今回は、あまりにもいろいろな言葉に発したり書面にすることで、とてもしんどい状態であるというようなことも考えられますし、1人で仕事を抱え込むということ、これは、その人個人の性格的なものというものもありますが、それを課全体で、こういった取組ができるかということで、先ほど来もある委員から、オフ・ザ・ジョブ・トレーニングということで、そういった専門的な知識の研修というふうに言われましたけれども、私は、今回、この長期包括契約の中に含まれていない予算立てをして、工事に着工していくという過程を、このクリーンセンターがなかなかそういった業務に慣れていないというようなことも含めて、やはりいつもと違う手続をしなければいけなかったということ。ただ、これは、幾ら緊急的なことであっても事務手続はしないといけないわけですから、そういった中で、それぞれの課で、接遇研修などが大事なのかと言って、そういったことはあえて意識してするのではなくて、ぜひともオン・ザ・ジョブ・トレーニング、要するに、その現任訓練、そこにいる人たちの、その課の独特な事務手続についてしっかりと研修をなさしてほしい。これを強く求めたいと思います。全然そんな外に出て、全体研修に費やす時間がどれほどあるか分かりませんが、そんなことではなく、やはり現場の事務手続というのはそれぞれの課によって違うと思いますので、まず、そのことに早くみんなで取り組んでいただく。その基本中の基本を、やっぱりマスターしていただいて、そういったいい循環をつくっていただけるようなことを求めたいというふうに思います。

市長にお伺いをしたいところですが、議会の指摘を受けたから、今回この調査ということに乗り出させていただきましたが、市長自身も見えない部分があったと思います。見えない部分は、トップであるがゆえに、今言っている、伝達がされてないがゆえに分からない。このマイナスの流れというのをこれから回避していくために、特に今回何を強化したいかというふうに思っているらっしゃるか、1つでも結構です。今回の事象に、二度とないようにという言葉はもう通用しません。いつも言っているらっしゃる。どのタイミングでも誰でももう二度と。でもこの二度とというのが何回これから出てくるでしょう。そうじゃないんです。

これからどうしていくかということのほうが我々は聞きたいところですので、市長、今回のこの事象に対して、しっかりと取り組むべきことについて市長、副市長、それぞれ、役目違うと思いますけれども、ぜひとも、市民の皆様から預かっている業務、人の人件費も含めて、人の職員としての動きも含めて、ちょっとご意見いただきたいと思います。よろしくお願ひします。市長も副市長もお願ひします。

梨本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 では、まず、私のほうから。おっしゃっていただいたことは、もうまさにそのとおりで、ほかの議員の方々からもいろいろご意見いただいて、オン・ザ・ジョブ・トレーニングというのをやっていく。私、葛城市役所に来させていただいて、引継ぎという言葉もありましたが、多分その引継ぎというのが、もう断続的、断続的というか、もう途切れ途切れになっている。本来、一度引継資料を作れば、それってずっと活用できるはずで、それにどんどん付け加えていって、さらによい引継書類というのできるはずなのに、恐らく、年度年度で、私はこういうのを作りました、今度こういうのを作りましたという、ばらばらになっている。なので、同じようなミスが起きる。同じような分からないことが起きる。同じような質問をするというふうになっているのかなというふうに推測しています。ですので、引継書類をしっかりと、一度ちゃんと作るというのは本当に大きな仕事ですし、やらないといけないことかなと思いますし、それができれば、もっと、いや、こんなん当然だよねと。マニュアル見たら分かるよね、引継資料見たら分かるよね、というのはやっていきたいと思います。

あと、隠蔽されてしまったらもう、そこはもう、我々の手には負えないところですが、それを起こさせないようにするために、今回リスクマネジメント会議だったり、部長・課長会議だったり、あってもすぐ相談しようねという体制というのを、私は今回一番強調したいと思っています。なので、今までは部長会議もやってなかった、課長会議もやってなかったのかもしれませんが、とにかく話すことというのはやっぱり一番大事なことで、所属長だったり上司の方だったりに話す機会もなければ、話しにくい。同じ職員だとしても、話したこともない方もいるでしょうし。なので、そういうのをできるだけなくすために、あえて機会をつくって、人と人を交わせる、話をさせるという機会を今回つくらせていただいたので、もう二度とないようにはしようと思っていますが、これは1つ大きな方法なのかなとは思っております。

梨本委員長 阿古市長。

阿古市長 今回の事象というのは非常にまれな事象やと思うんですけども、いろいろ勉強させていただいたと思っております。契約事務そのものにつきましては、これを契機に様々な部署で契約事務の確認作業をいたしました。ですので、その段階で、間違っただけのものも見つかったようには思います。ですので、非常にありがたかったなというのは思いがあります。行政そのものの全体としては、全て情報公開をするということをやっておりますので、今回の事象も、職員そのものが隠蔽しようとしたのか、そうでないのかというのは私には分かりませんが、行政の情報そのものは全て、多分議会に対しても、一般市民の皆さん方にも提供できたのかな。その中で矛盾点が発生したというのが、まさに今回の事象。当然内部的にも監査委員の

ご指摘ありましたので、問題事象は、もうその時点では認識しとったわけなんですけども、それがさらに加速された形で議論の場に現れたのかなという思いがいたしております。今後このようなことがないのはもちろんなんですけども、ただ、見ておりますと、やはり行政マンそのもののレベルの差といいますか、その人、人それぞれやはり能力といいますか、事務処理の仕方もそうなんですけども、得意な分野と不得意な分野というのがあるのかなというのは痛烈に感じました。ですので、それをどのように組合せられるのか、また、どのような形で管理職の登用をしていくのかということは、これから検討課題になるのかなと思います。

以上でございます。

梨本委員長 川村委員。

川村委員 市長のご答弁、私の受けた感想ですが、やはり一番大事なのは得意、不得意というところのご指摘もありました。職員がいろんな課に経験によってまた培われる、そういったスキルを伸ばしていくということも、それは必要なことでありましょう。でも、やはりこういったことにならないために、市長のこの人事管理というのは非常に大事な部分になると思っておられますので、みんな職員が生き生きと働ける、そういった場、職員の皆さんも、やっぱりこれによって疲弊しないようにということを願っております。今回のこういった反省を大いに大きな糧として、これからまた葛城市の行政を担っていただきたいと思います。

以上です。

梨本委員長 ほかにございませんか。

私も質問したいので、暫時副委員長と交代いたします。

(正副委員長交代)

松林副委員長 それでは、委員長に代わり、暫時委員長の職務を行います。

質疑を行います。質疑ありませんか。

梨本委員長。

梨本委員長 よろしくお願ひします。

私は、まずこの報告書に関しては、よくやっていただいたということは、ほかの委員の皆様と同じです。ただ、ちょっとほかの委員の方との見方が違うところは、やはり、この報告書が限界なのかなというふうに感じております。というのも、このきっかけは、私が昨年9月の一般質問をしたところから、こういった問題あるんじゃないですかというところで議会のほうで取り上げていただいて、そして12月も、決算特別委員会でもかなり、このクリーンセンターのことに関しては、予定価格調書であったり、業者選定委員会の資料であったり、かなり問題が生じてたはずなんです。ただ、その段階では動かれなかった。ですから、私は12月に、こんな質問はしたくないんですよと言いながら、この2つの事業に対して質問したわけです。そこで、もうどうもこう整合性が取れないことが多過ぎて、結果として、副市長が調査しますという答弁をいただいて、その結果が、今日正式に委員会での報告に至ったわけです。

私は市長とずっとこの議論を、私が議員になってからしてきているわけですよ。契約事務に関して、今の葛城市問題ありますよって、私ずっと言っているんですけども、いや、市

長は、いやそんな問題はないというようなところで、今回も、もう大きく私の見解と異なっているのは、これ、この報告書自体が個人の懈怠、怠慢、もちろんそれには起因していますよ。でもそれに終始しているわけですよ。個人の問題だと。午前中の協議会の中では、市長、組織的でないということまでおっしゃっているわけですよ。でね、本当に、私、そこに対するメスを入れていかなかったら駄目だと思うんです。そこは、いや、ちゃんとそれも含めて、今回、組織的な問題もあったことも含めて、きちっと整理していただけるのであれば、私も納得するんですよ。ただ、クリーンセンターの公金の使用、先ほど西川委員からも、公金としてはちゃんと使用されていますよね、工事はされていますよねということはおっしゃって、そういった内容になっていますけれども、実際私、12月議会で、これ見積りもおかしいじゃないですかと、金額的に。こんな10万円のパソコンを100万円払うような見積りで払っていますよというところまで、私指摘しているわけですよ。そんなのは、正直、今回の人事課で調査できる範疇ではないので、それはもう厚生文教常任委員会でやっていただくか、ほかの機会で行われたらいいと思うんですけれども、これで終わりというのは、私はどうも納得いかない。

そこをちゃんとやっていただけないから、こんな質問しないといけないんですけれども、私、市長にちょっとまず聞かせてください。市長、これ、いつの段階で、この令和2年度のこの2つの事業、いつの段階で、市長把握されたんですか。監査で指摘があったということは理解しているということ、監査の指摘からスタートだということをおっしゃっていましたけれども、これ市長、何月の段階で、これ把握していらっしゃったんですか。おかしいなということ。ちょっとそこから聞かせてください。

松林副委員長 阿古市長。

阿古市長 第一報いただいたのは、多分、部長からやったと思います。令和3年の出納閉鎖になる時期ですので、5月末が出納閉鎖ですね。ですので、それに近い時期であったように認識をしております。

松林副委員長 梨本委員長。

梨本委員長 であるなら、やっぱりその段階、先ほど副市長のほうから、議会のチェック前にすべきことができなかった。そういったことに対してはおわびするということで、そのことをおっしゃっていただいたので、そのことは認識してもらっているんだなと私思いますよ。でも市長、昨年の決算特別委員会でもさんざん、これ市長印押してある書類じゃないですかと。今回の報告書で、職員①、担当者の方、どうおっしゃっているかという、年度末前後に全部書類作ったと言うたはるわけですよ、年度末前後に。私、12月議会でも指摘したように、これ12月に書類作ったんじゃないかと、4月以降に作ったのと違うんですかと、そういうふうに私思いますよ。だからそこもはっきりと調査してくれということを申し上げました。そのとおりの結論出ているじゃないですか。だったら、この書類なんなんですか。この書類。私、開示請求しているから、この2つの事業の書類全部持っていますよ。これ最終決裁権者、市長じゃないですか。そしたら、何で管理監督責任、個人の責任じゃなくて、どっかの段階で組織で関与していたんじゃないんですか。組織として、本来であればその段階で、こんなも

ん判こ押せるかって言わんなあかんかった段階を見過ごして、ここまで来たのと違うんですか。だから僕怒っているんですよ。これで、こんな見過ごしたらあかんじゃないですか。それは阿古市長の言うてはることと違うじゃないですか。実際にこの書類、しっかりと、今回こういったことはこっちに入っていないんですよ。だから契約事務1つにしても、私これだけ違うって言っているわけです。ほかにもおかしいところいっぱいあるって。私の一般質問をもう一回聞き直してください。この事業も問題なかったんですか、こういう事業問題なかったんですかって。そのときそのときにしっかりと検証していったら、ここまで言わないですよ。今回も市長がこれ組織的にも問題あったという結論をちゃんと持ってきてくれはったら、私ここまで言う必要ないですよ。でも、私としたら、これで終わりというのは納得できないんです。

ですから、ちょっと市長にもう一回お聞きします。これは、個人の失態、もちろんそこからスタートしています。それは認めます。でも、それだけじゃないでしょうと。その後にある、そういった今の葛城市の体質を根本から考える。変えていく。これをやる覚悟を、私、市長から聞きたいんですよ。それがあつたら、私納得します。でも、いやそれは違う、組織の問題ではないと、こうおっしゃられるのか、ちょっともう一回そこを確認させてください。

松林副委員長 阿古市長。

阿古市長 出発点を申し上げているわけでございます。個人のところから出発している事象でございます。ただ、これが組織的に問題がないという言い方はしているというのは、これは組織的に意図的にされたんじゃないか、これは道の駅の事務と同じ形態であるという表現をされたので、それとは違いますよ、組織が一定の意思を持ってそのような行為をしたのではありませんということを申し上げたわけでございます。ですので、今回のこの報告させていただいた案件の中で、その中で改善策につきましては、組織上やはりこういう事務手続で間違いが起こらないようにどうすればいいのかということを含めておりますので、当然その意味は理解しております。

以上でございます。

松林副委員長 梨本委員長。

梨本委員長 ここも私、市長とずっとかみ合わないんですよ。これ道の駅と違うとおっしゃるけれども、一緒じゃないですか。だって、5月以降に4月以降に書類書き換わっているじゃないですか。何で違うんですか。ほな何でこの日付で市長の印鑑押してあるんですか。だからそんなことも含めて、いや、市長が私は脇甘かったと。それも含めてしっかりと今後対応するっておっしゃっていただいたら、私それで終わるって言っているじゃないですか。でもそうじゃないと。道の駅と違う。でも、何でこれ、公務員にとって書類って何なんですか。この判こ1個、日付1個、こんな適当に変わってええんですか。そんなんで事業をちゃんとやっていけるんですか、この先も。私としたら、この報告書では、今回、原課はしっかりと調べてくれました。私、市政検討委員会でやってくれやってくれって何回も言いました。何でかって言ったら、内部で自分のところの上の調査なんかできへんからですよ。第三者機関入れて、外から見てもらわなかったら、ほんまの改善何でできるんですか。それをやったらどうです

かってずっと提案しているんですよ。内部でやるのはこれが限界です。これ以上しっかりとやろうと思うんやったら、私としては外部機関、しっかりとした調査、それも報告書からじゃなくて全ての書類一式、一番初めの書類から、そういった方々に見てもらって、調査してもらわなかったら、根本的な解決、根治はできへんのと違うかなというところだけ、私の意見として言わせていただきます。

松林副委員長 それではここで、梨本委員長と職務を交代いたします。

(正副委員長交代)

梨本委員長 ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

以上で、本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば、許可いたします。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

梨本委員長 ほかにございませんか。

奥本議員。

(奥本議員の発言あり)

梨本委員長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

最後に、理事者側のほうから何かございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 なければ、本日も、長時間にわたる慎重審議ありがとうございました。この総務建設常任委員会の調査案件としては非常に重いものが複数ございます。その中でも本日は、契約事務につきまして、報告書が出てきたということもありまして、皆さんから様々な意見を頂戴いたしました。本当にこういったことが二度と起こらないように、理事者側のほうで努力していただきたいと思うわけですが、こういったことがあった場合にも、議会と理事者側が一体となって、何かこう起こってからではなくて起こる前に相談をしながら解決していく。そういったことが、これからの葛城市政にとって求められるのではないかなというふうに私自身思っております。しっかりと今回のことを踏まえた上で市政を前進させていただきたいということを切に願ひまして、私の挨拶に代えさせていただきます。

それでは、これもちまして総務建設常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 午後4時30分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

梨本 洪珪

総務建設常任委員会副委員長

松林 謙司